

士幌町

第5期地域福祉計画

(令和8年度～令和12年度)

**全ての町民が共に支え合い、
安心して、生き生きと暮らせるまち**

令和8年3月

目次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第 2 章 土幌町の現状	4
1 統計からみる土幌町の現状	
2 アンケート調査からみる土幌町の現状	
3 今後に向けた総括的課題	
第 3 章 基本理念と基本目標	15
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の体系	
4 取組みの主体と圏域	
第 4 章 施策の展開	19
1 地域活動を行いやすい環境づくり	
2 地域福祉を担う人材の育成・確保	
3 地域福祉活動の促進	
4 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	
5 包括的な連携体制の確立	
6 権利擁護の推進	
7 誰もが支え合う地域環境の整備	
8 健康づくりや介護予防の推進	
第 5 章 計画の推進	28
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	
資料編	30
1 土幌町保健医療福祉総合推進協議会設置条例	
2 委員名簿及び策定経過	
3 諮問・答申書	
4 アンケート調査と集計結果	
5 パブリックコメントの実施・結果	

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

近年、生活課題が複雑化・複合化し、単一分野の制度や支援のみでは解決が困難な事例が増加する一方、人口減少やライフスタイル・価値観の変化などに伴い、様々な分野での担い手不足や地域における支え合い機能の低下などが生じてきています。

本町では、平成18年3月に第1期土幌町地域福祉計画を策定以降、5年毎に計画の見直しを行いながら、地域住民のほか、土幌町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）など関係機関と連携を図りつつ、さまざまな施策を展開してまいりましたが、第4期計画の策定以後の社会環境の変化などを踏まえ、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら参画し、様々な地域福祉の課題に対応していくことで、人と人が、世代や分野を超えてつながり、支え合う「地域共生社会」の実現を図るため、令和8年度から令和12年度までの5か年計画として、土幌町第5期地域福祉計画を策定することとなりました。

2 計画の位置付け

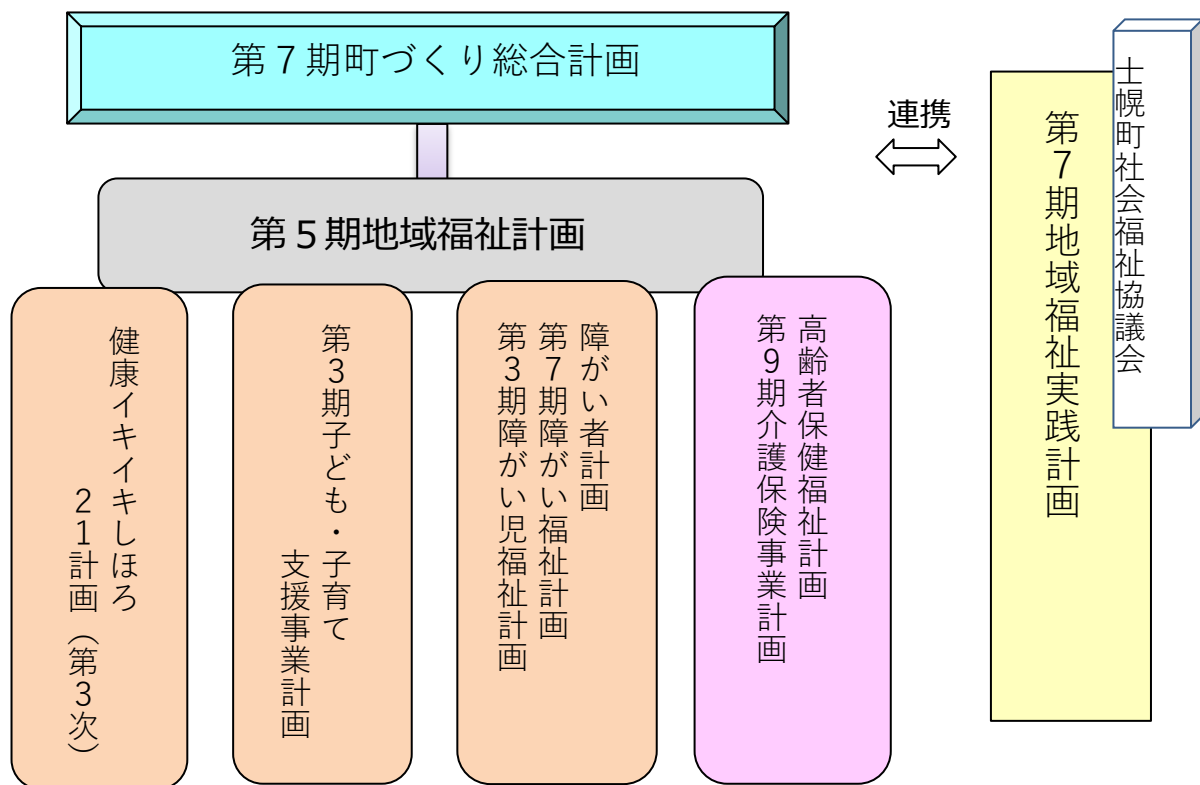
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」に位置付けられており、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

国では、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととしており、本町では、地域福祉に関する分野計画として「第7期町づくり総合計画」に即して策定するとともに、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「こども計画（子ども子育て支援事業計画）」、「健康イキイキしほろ21計画」の各計画の上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら施策を横断的に展開することで「地域共生社会」の実現を目指すものです。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含します。

本計画は、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも連携を図り、土幌町と社会福祉協議会が、地域福祉を推進する上での基本理念を共有し、連携して地域の社会資源を発掘するとともに、社会福祉協議会のノウハウを活かしながら計画を実践に移せるよう、両計画の整合性を保ちながら一体的に策定しました。

図表 1 福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ



3 計画の期間

本計画の期間は2026（令和8）年度～2030（令和12）年度までの5年間とし、国や北海道の動向、社会情勢、福祉関連の制度改正や町民ニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

図表 2 地域福祉計画の期間



第2章 士幌町の現状

第2章 土幌町の現状

1 統計からみる土幌町の現状

(1) 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、若年労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、年金、医療、福祉などの社会保障分野における負担増大をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

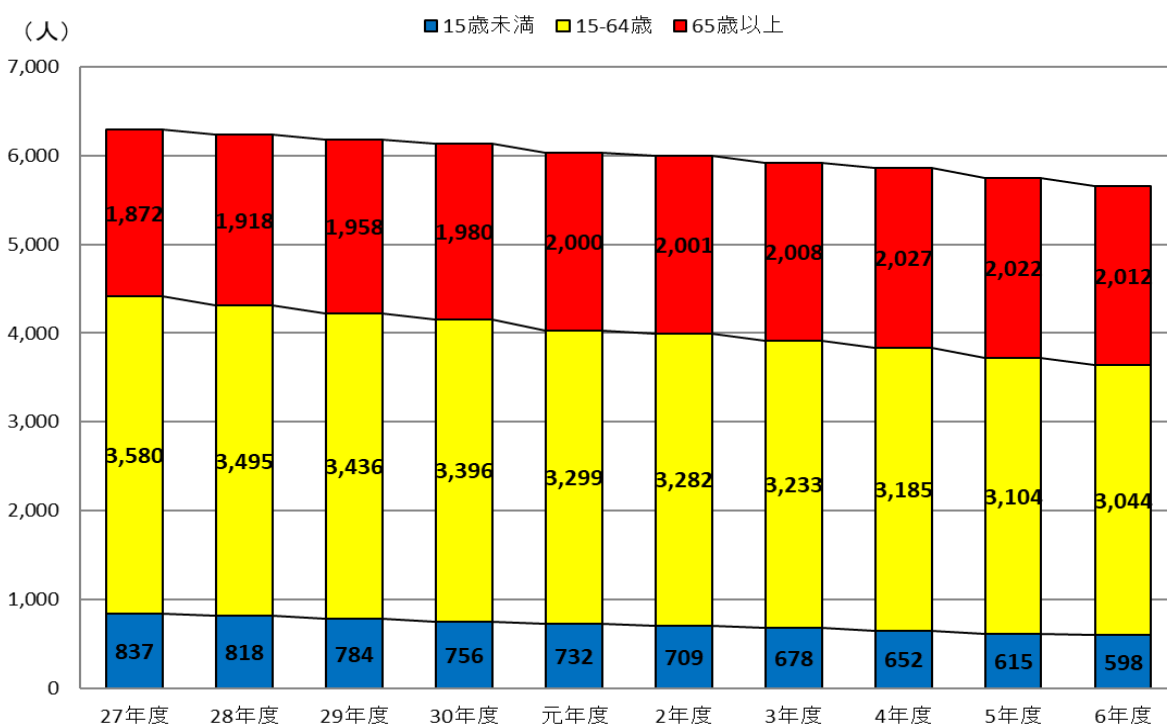
土幌町における近年の人口の動きを見てみると、総人口は一貫して減少傾向にあり、令和6年度末時点で5,654人となっています（図表3）。65歳以上の高齢者人口も令和4年度をピークに減少に転じておりますが、一方で高齢者人口割合は増加を続けており、令和6年度末では35.6%に達しています。

その反面、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合、出生数は減少傾向にあり、本町の少子高齢化率は年々上昇していることが分かります（図表4）。

人口ピラミッド（図表5）を見ると、現在人口が最も多い年齢階層は男性が70代前半、女性が60代後半であることが分かります。

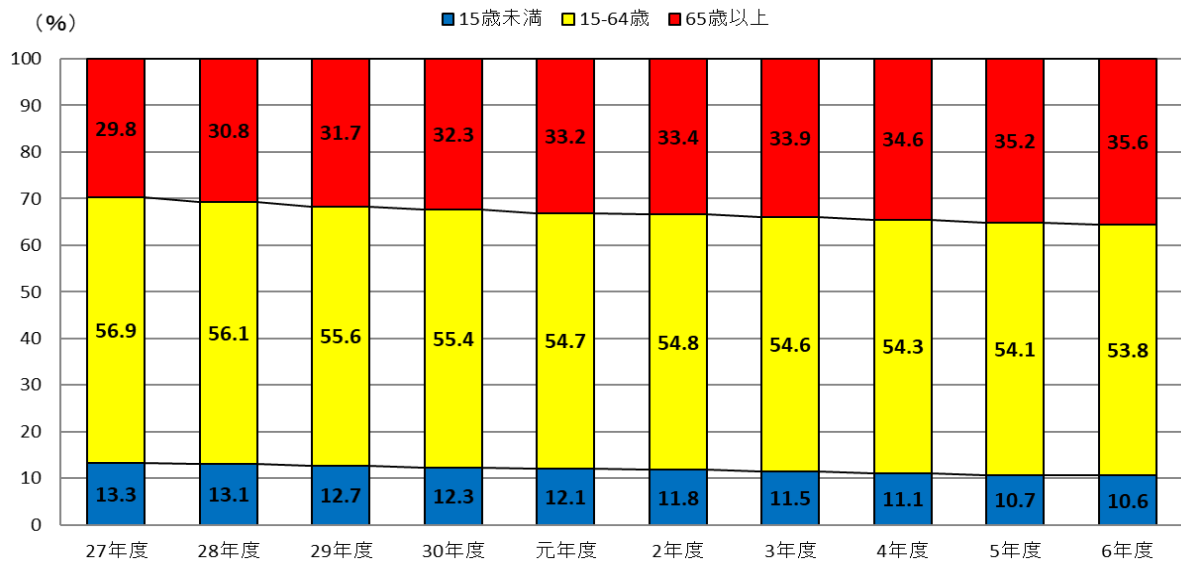
そのため、地域福祉を進めていくうえで、高齢者を支えるとともに、その人たちが社会参加しやすくなるための取組みを考えていく必要があります。

図表3 年齢3区分人口の推移



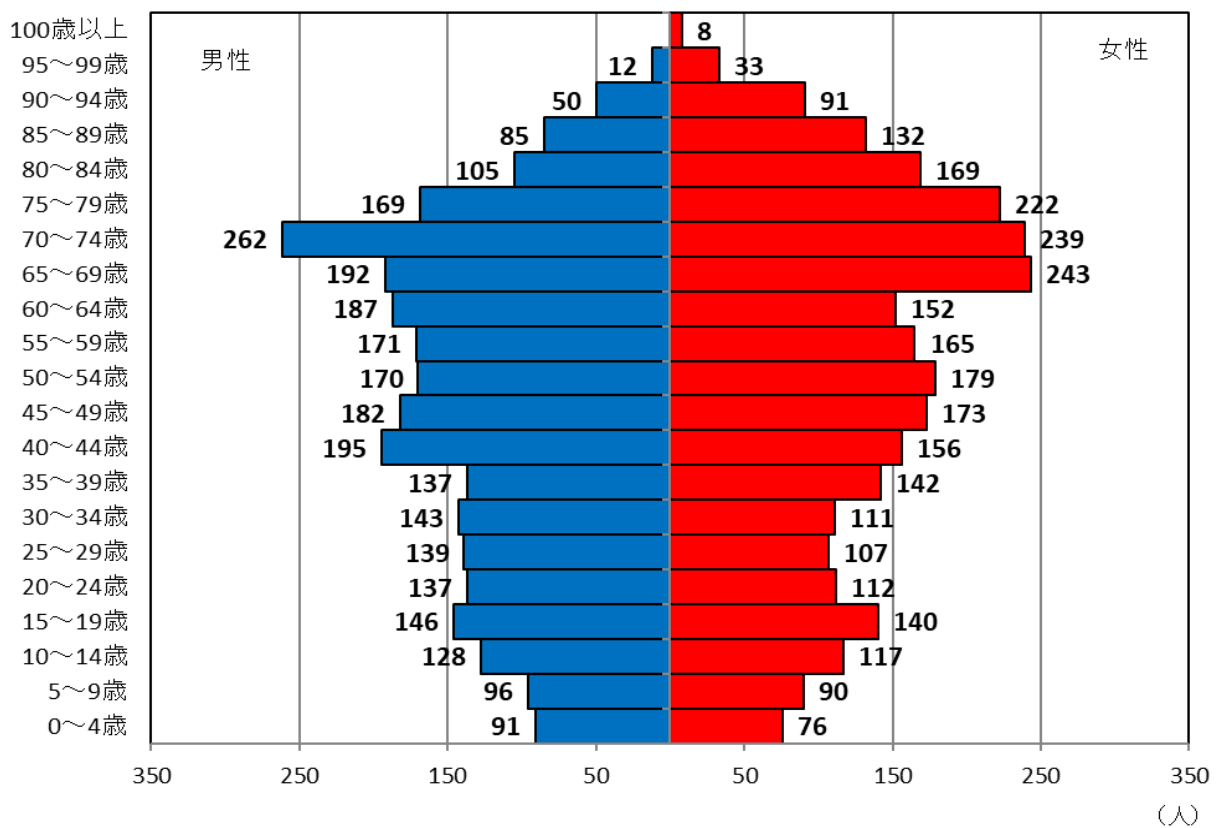
資料：住民基本台帳（各年度末）

図表 4 年齢3 区分別構成比



資料：住民基本台帳（各年度末）

図表 5 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年度末）

(2) 要介護等認定者の増加

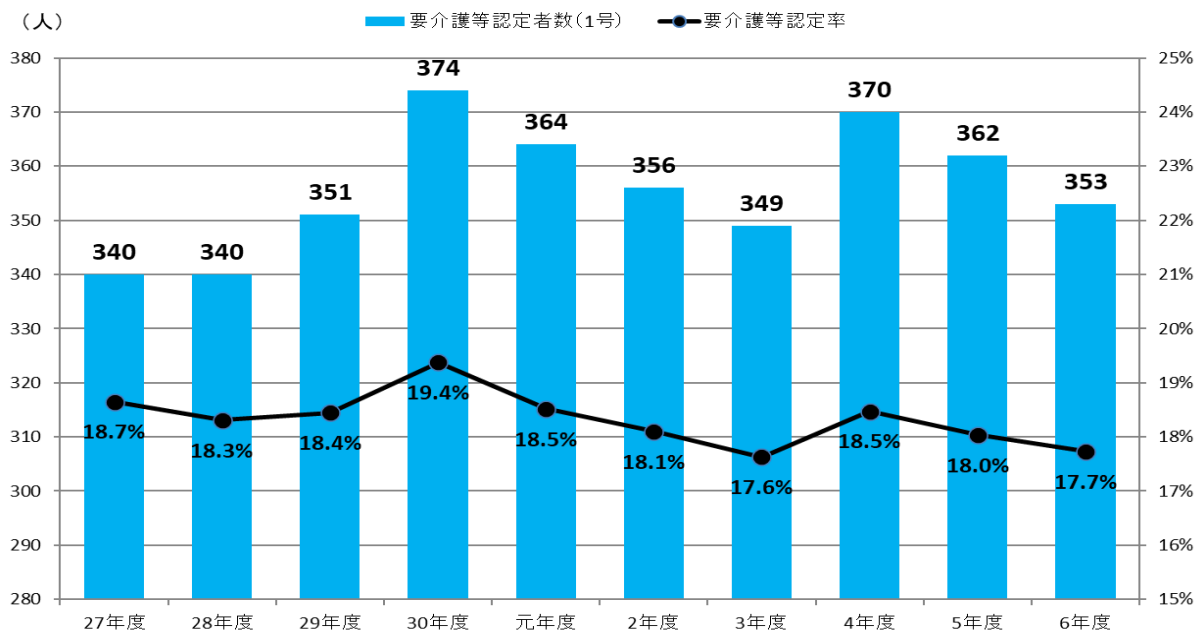
高齢化の進行に伴い、介護をはじめとする何らかの支援が必要な人が増加しています。

本町における65歳以上の要介護等認定者数は、介護保険制度が発足した平成12年以降、増加傾向にあり、各年度によって増減はありますが、近年は概ね350人以上で推移しています(図表6)。

また、要介護等認定率(第1号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合)も、高い割合で推移しております。

今後、団塊の世代の高齢化に伴う、要介護等認定者数の増加により、支援の必要の方が増加することが見込まれ、介護に負担を感じる家族もさらに増えていくと考えられます。そのため、福祉サービスの利用や地域社会とのつながりを強めることなどにより、介護者の負担軽減を図ることが必要です。

図表 6 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



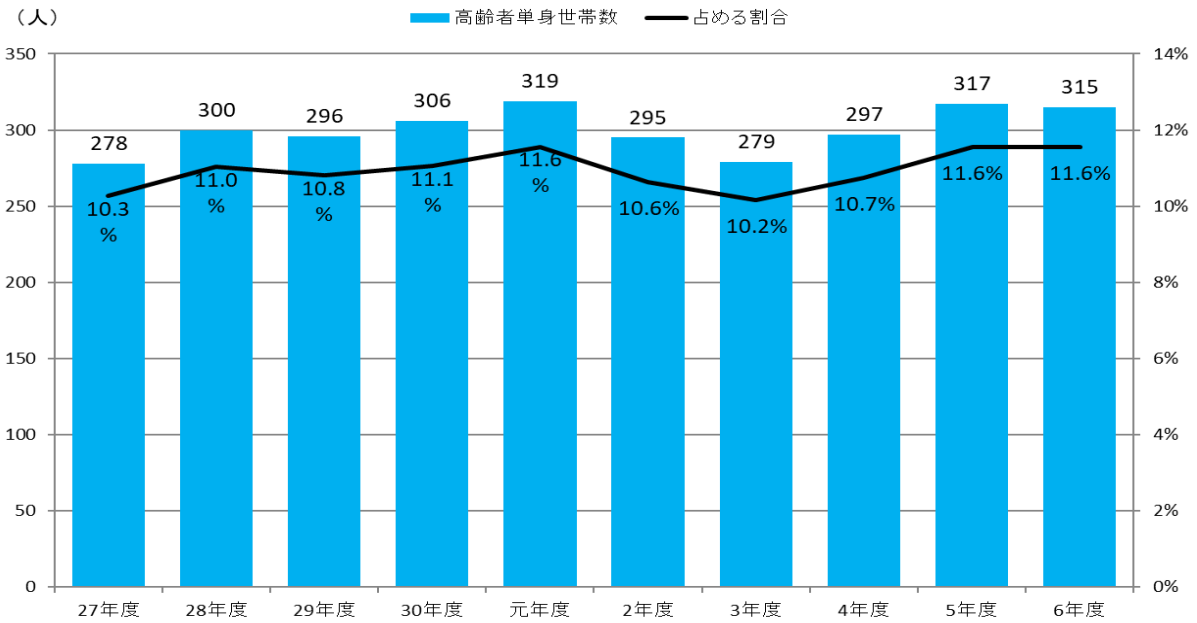
資料：行政報告書(各年度末)

(3) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけでなく、近年では高齢者単身世帯が増える傾向にありましたが、令和元年度をピークに減少に転じ、直近5年間は概ね横ばいで推移しております。(図表 7)。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くことにつながるため、子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人を地域で見守る必要性が高まっています。

図表 7 高齢者単身世帯の推移(全世帯に占める割合)



資料：行政報告書(各年度末)

(4) 生活困窮者などの増加

本町において近年の生活保護を受けている人の動向をみると、世帯数、保護率ともに概ね横ばいで推移しています。

令和6年度末の生活保護受給世帯数は、36世帯（43人）で保護率は7.6‰（パーミル）となっています（図表8）。

今後、高齢者の単身世帯の増加などにより、潜在的な被保護者はさらに増える可能性があります。また、世帯所得が生活保護における最低生活費に満たないにもかかわらず生活保護制度を利用していない世帯や、就労しているにもかかわらず経済的に困窮している人（いわゆるワーキングプア）の存在も社会問題化しており、それらの状況を把握するとともに対策を考える必要があります。

生活保護を受けている世帯の増加は、他の制度が十分に機能することである程度抑制することができると考えられます。「最後のよりどころ」としての生活保護制度にすべてを引き受けさせることのないよう、生活困窮者への自立支援対策を講じる必要があります。

図表 8 生活保護受給者数の推移

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
生活保護開始世帯数	4	1	2	6	3	4	4	6	6	5
生活保護世帯数	40	36	32	37	38	34	35	35	36	36
生活保護人員	51	48	44	48	47	44	44	43	44	43
生活保護廃止世帯数	3	5	6	1	2	8	3	6	5	5
保護率(‰)	8.1	7.8	7.2	7.9	7.8	7.3	7.4	7.3	7.9	7.6

資料：行政報告書（各年度末）

2 アンケート調査からみる土幌町の現状

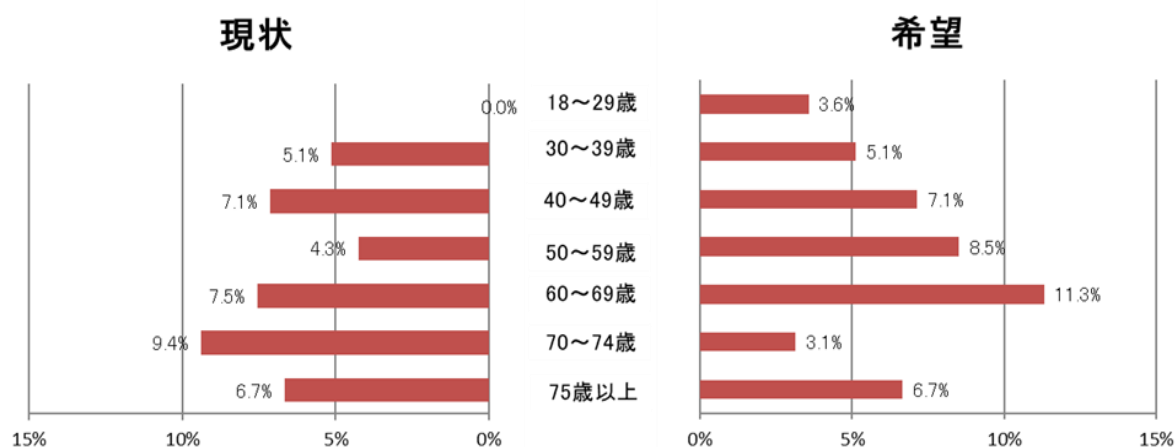
(1) 地域との関係性について、一般的には現状と希望の乖離で、困っていることを相談したり、助け合ったりするような強い関係を近所の人と構築できている人は少数ですが、近所の人と比較的強い関係を希望している人は少なからず存在しています。

若年者については、人間関係の煩わしさよりも個の自由を好み、干渉を嫌い、地域との関係を避ける傾向にあると言われてはいますが、本町においても例外ではありません(図表 9)。

まず、近所付き合いの現状についてですが、傾向は5年前とほぼ同様に「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」や「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」と回答した人の割合は14.0%である一方、「世間話や立ち話をするくらい」「会えばあいさつを交わすくらい」と回答した割合は79.3%で、回答した人の年齢全般の中で多くの割合を占めています。

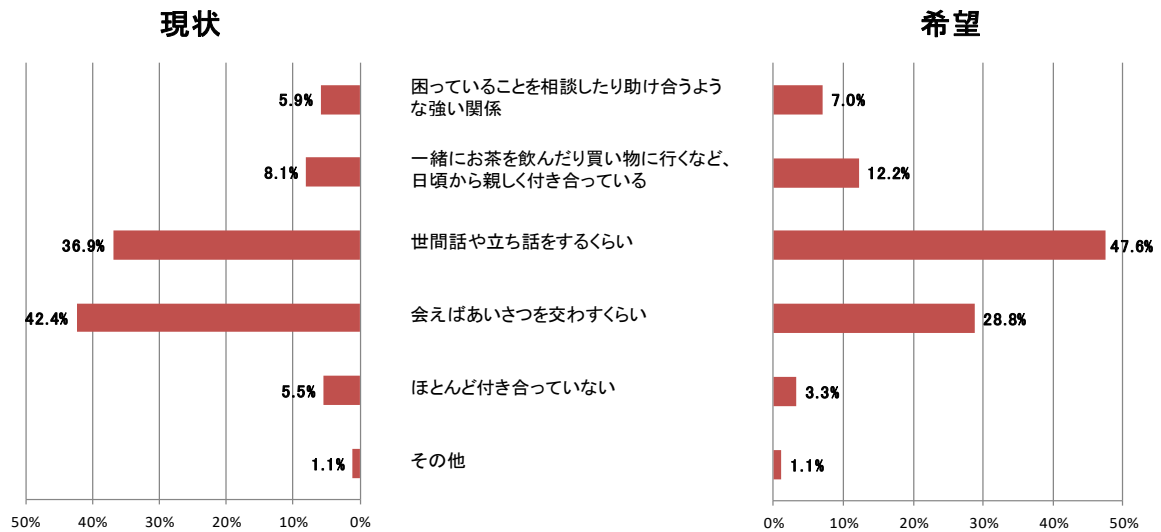
また、近所付き合いの希望については、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」や「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合いたい」と回答した人の割合は19.2%、「世間話や立ち話をするくらい」「会えばあいさつを交わすくらい」と回答した割合は76.4%と現状よりも今以上の強い関係を希望していることが分かります。(図表 10)。

図表 9 困っていることを相談したり助け合ったりするような強い関係があるか



資料：土幌町第5期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

図表 10 ふだんのご近所の人との付き合い

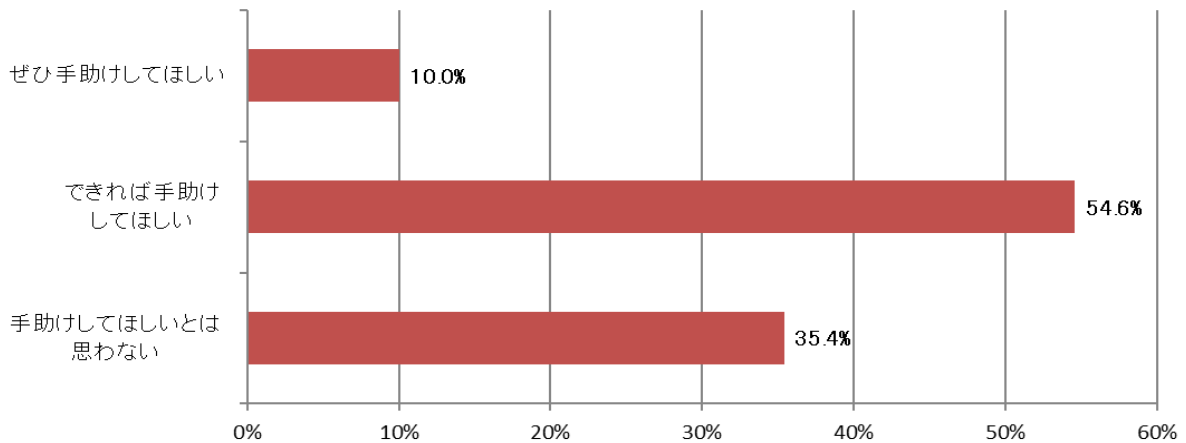


資料：土幌町第5期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

(2) 地域から受ける手助けについての意識

生活上の問題で悩んでいるときに近所の人から手助けを受けることについては、「ぜひ手助けしてほしい」と「できれば手助けしてほしい」と回答した人は64.6%を占めています（図表 11）。

図表 11 ご近所の人たちから手助けを受けることについて



資料：土幌町第5期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

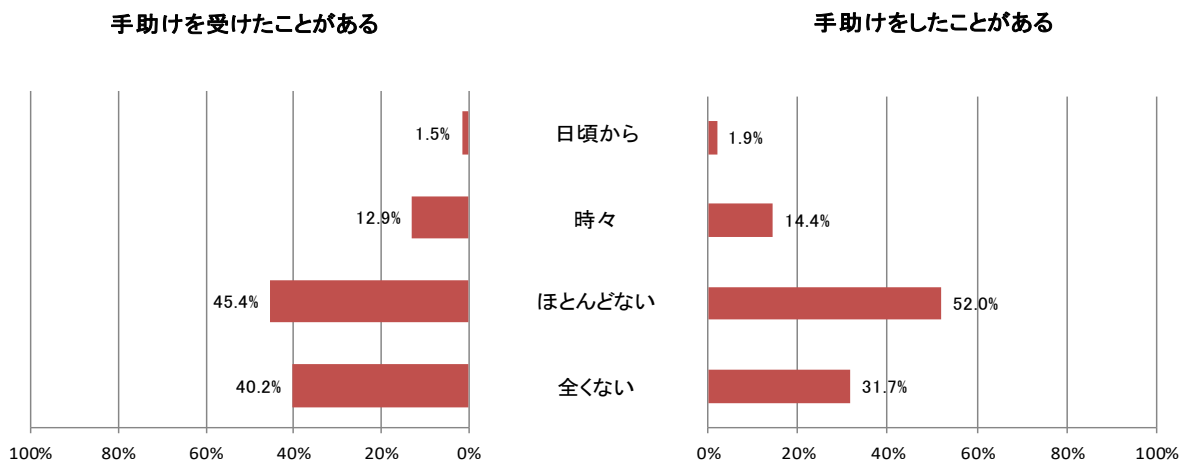
(3) 手助けを受けた経験と、手助けをした経験の対比

生活上の問題で、近所の人から手助けを受けたことが「全く無い」「ほとんどない」と答えた人の割合が、85.6%で、手助けを日頃から必要としている人の割合は1.5%となっています。

また、8割を超える人が、手助けをしたことが「全く無い」「ほとんどない」と回答しており、日頃から手助けをしている人は1.9%にとどまっています。

これらの傾向は5年前とほぼ同様であり、(1)(2)から、近所の人とのより強い関係性を望んでいることや、手助けを求める気持ちを持つ人が多いことが分かりましたが、ここでは、実際に手助けを受けたりしたことがある人は少ないことが分かります(図表12)。

図表 12 手助けを受けた経験と、手助けをした経験



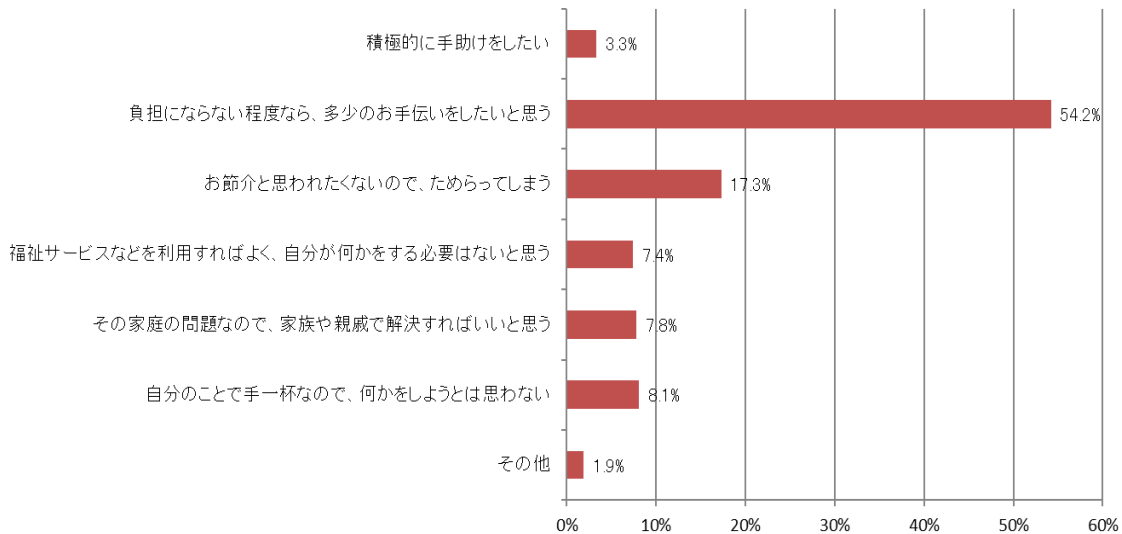
資料：土幌町第5期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

(4) 地域住民相互のつながりの大切さに関する意識

困ったことや悩みのある人がいた場合に、「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」と回答した人の割合は、54.2%となっています(図表 13)。

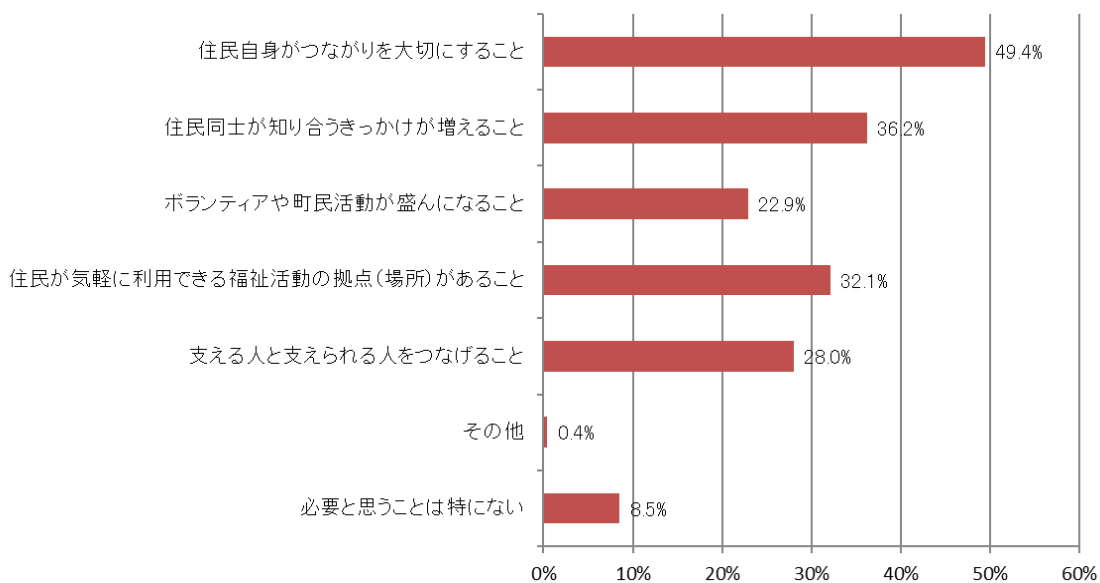
さらに、地域住民が支え合うために必要なこととして、「住民自身がつながりを大切にすること」が、49.4%、「住民同士が知り合うきっかけが増えること」が、36.2%で、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点(場所)があること」と回答した人の割合は、32.1%となっており、地域住民同士のつながりが大切であると意識している人が多いことが分かります(図表 14)。

図表 13 近所で悩みを抱える人がいた場合の対応



資料：土幌町第5期地域福祉経計画策定に係る町民意識調査結果報告書

図表 14 地域住民が支え合うために必要なこと



資料：土幌町第5期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

3 今後に向けた総括的課題

土幌町第4期地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）においては「すべての町民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち」を基本理念に、「1. 共に支え合う地域づくり」、「2. 安心して生活できる地域づくり」、「3. 生き生きと健康で暮らせる地域づくり」の3つの基本目標のもと、各種取り組みを展開してきました。

第4期の計画期間中における施策の取り組みや、町民アンケート調査の結果を通じて得られた課題及びニーズを整理し、今後に向けた総括的課題として、基本目標ごとに次のとおりまとめました。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

【課題】 地域社会とのつながりが薄い世帯の増加への対応

高齢者のみの世帯や独居世帯、地域交流がほとんどない世帯など、社会的孤立に陥りやすい世帯が増加しています。

町民アンケート調査の結果においても「近所とほとんど付き合いがない」や「困ったときに相談できる人がいない・相談先が分からない」、「地域活動に参加、協力したことがない」、「お節介と思われたくないので手助けをためらってしまう」などの回答が一定程度あり、今後、こうした実情を踏まえ、各地域において、互いに気づき合い、支え合い、相談ができる環境づくりが求められています。

その一方で、コロナ禍の制限により、さまざまな地域活動の停滞や縮小がみられており、活動の再開や継続に向けた周知・啓発などの取り組みを進める必要があるほか、少子高齢化や人口減少が進み、地域福祉活動を担う様々な分野で、担い手の高齢化や減少が進んでいることから、人材の確保・育成も必要となっています。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

【課題】 複雑化・複合化した課題を抱える人への対応、身寄りのない方への対応

家族・地域社会の変容などにより、抱える課題の複雑化・複合化が進み、各種相談窓口に寄せられる相談内容が多様化・複雑化し、各分野を横断するような複合的な課題を抱える事例への対応が必要になっています。

単一制度の支援やサービスだけでは対応できないような困難ケースは、今後さらに増加していくことが見込まれることから、今後、こうした課題に対応できる包括的な支援体制の構築がこれまで以上に重要になってきています。

また、高齢化の進行や地縁・血縁関係の希薄化などにより、身寄りがなく、家族や親族等からの支援が受けられない高齢者等が増加しつつあり、身元保証人等がないため、必要な医療や福祉サービスがスムーズに受けられないケースに対する支援が求められています。

基本目標3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

【課題】 多様性が尊重される包摂的な地域づくり、健康づくりへの対応

誰もが住み慣れた地域の中で役割を持ち、生き生きと活躍できる社会の実現に向けては、障がい者や認知症の人、LGBT等の人など、多様性が認められ、尊重される包摂的な地域づくりが求められています。

また、町民一人ひとりが、地域の中で生き生きと生活を送るには、健康であることが重要となります。町民アンケート調査では、「毎日の暮らしの中の不安や悩み」で大半を占めた回答は「自分や家族の健康」に関することであり、健康への高い関心がある一方、運動習慣などにあまりつながっていない状況にあることから、町民一人ひとりが自らの健康や介護予防を意識し、主体的かつ習慣化された活動を支援する仕組みづくりや、地域ぐるみで活動を支える環境づくりが必要となっています。

第3章 基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、第4期計画に引き続き、次の基本理念に基づき地域福祉を推進します。

地域共生社会の実現は、制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的課題や制度の隙間の課題、社会的な孤立への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの諸課題に対応するため「公的支援」と「地域づくり」の仕組み、双方の展開を目指すものです。

**全ての町民が共に支え合い、
安心して、生き生きと暮らせるまち**

2 計画の基本目標

(1) 基本目標

計画の基本理念を実現するために、第2章の今後に向けた総括的課題などを踏まえ、次に挙げる3つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、計画の体系を構築しています。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

全ての町民が地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題の解決や福祉活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動を支える拠点づくりや、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供を受けられることができ、安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な部署・関係機関が連携し包括的な支援体制づくりを進めるほか、権利擁護の推進に取り組みます。

基本目標3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

町民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが多様性を認め合い、支え合う意識の醸成を図るほか、町民の主体的な健康づくりや介護予防の推進などに取り組みます。

3 計画の体系

図表 15 計画体系図

『全ての町民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち』

基本目標	施策
1 共に支え合う地域づくり	①地域福祉活動を行いやすい環境づくり
	②地域福祉を担う人材の育成・確保
	③地域福祉活動の促進
2 安心して生活できる地域づくり	④相談支援と福祉サービスの適切な利用促進
	⑤包括的な連携体制の確立
	⑥権利擁護の推進
3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり	⑦誰もが支え合う地域環境の整備
	⑧健康づくりや介護予防の推進

4 取組みの主体と圏域

(1) 取組みの主体

地域福祉を進めていく上では、自分や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域でお互いに支え合う「共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」という3つの視点が大切です。

特に「共助」は地域福祉の重要な要素であり、土幌町でも、住民や地域組織、ボランティア・NPOなどが主体となって活発な福祉活動を行っています。

今後は、「自助」「共助」「公助」それぞれの特性を組み合わせながら、適切な連携により生活課題の解決に取り組むことが一層重要になります。

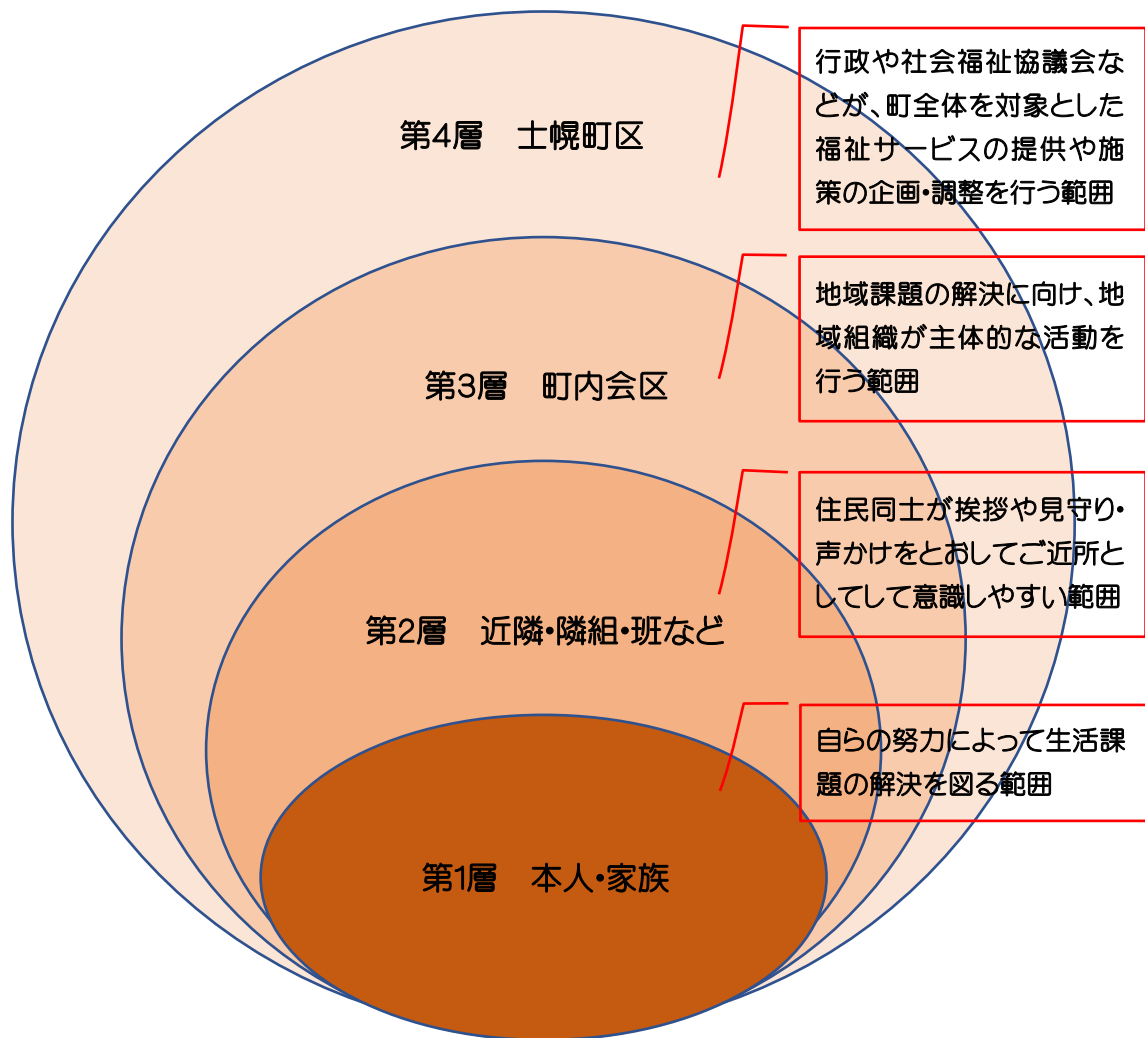
(2) 支え合うための圏域

地域住民が抱える生活課題の解決を図る際には、地域の特性や実際の活動内容に応じて、適切な地域の範囲（圏域）を想定し、その圏域に応じたアプローチを考えることが効果的です。例えば、日常的な「見守り」や「声かけ」などの活動は、隣近所などの身近な地域で行うことによって、住民同士の関係性の維持や向上につながることを期待できます。

一方で、各種制度に基づく福祉サービスの提供など、土幌町全域で考える必要があるものもあります。

住民や地域が主体となった取組みは、即時性や柔軟性などの長所がありますが、行政などが行う取組みは、平等性や専門性、継続性などの長所があるため、各圏域において、それぞれの長所を活かしながら、連携して取り組むことが必要です。

図表 16 圏域のイメージ



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 共に支え合う地域づくり

1 地域福祉活動を行いやすい環境づくり

《現状と課題》

一人暮らしの高齢者や地域交流がほとんどない世帯など、社会的孤立に陥りやすい世帯が増えてきています。子育てに関しても、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活する保護者も少なくありません。

こうした中で、支援を必要とする人が誰にも相談できず、問題を抱えたままにならないよう、日頃から住民同士の交流を促進し、地域の結びつきを広げていくことが重要です。

《求められる方向性》

地域活動団体への支援や既存施設の活用などにより、地域福祉活動を行いやすい環境づくりを進め、地域の住民や団体等の活動を促進します。

《主な施策》

既存施設等を活用した地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・公共、民間、併設施設等、既存の地域資源の活用を進め、地域住民同士の相互交流や地域団体などが行う様々な地域福祉活動の展開を促進します。・ふれあい・いきいきサロンや共生型常設型居場所みんなのまのくまさん、介護予防教室など、町民が気軽に参加できる場を提供し、地域住民の交流を促進します。
地域活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none">・町内会活動や老人クラブ活動など、地域活動を行っている団体への支援や、活動内容の周知、多様な主体との連携促進などに取り組みます。・住民同士がつながり続けられるよう、町内会や老人クラブなどの地縁組織を大切にしながら、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた取り組みを進めます。・土幌町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア団体をはじめとする見守りや生活支援などの地域福祉活動を行う団体の活動を促進するため、活動を支援する仕組みづくりを検討します。・生活支援コーディネーター等の支援のもと、地域の様々な主体との話し合いから地域課題やニーズ等を把握し、情報共有を図るとともに、ニーズに応じた活動に取り組みます。・障がいのある人の社会との交流を促進し、特性に応じた様々な活動が出来るよう関係団体等への支援を行います。

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

《現状と課題》

高齢化や人口減少が進んでいることに加え、後期高齢者以外の地域福祉活動への参加が少ないことから、町内会役員などの地域福祉活動の担い手の高齢化や不足が進んでいる状況です。

このため、町民が地域福祉に関心を持ち、地域課題の解決に取り組む意識の醸成などを通じて、主体的に活動に取り組む担い手を育成・確保していく必要があります、それが地域福祉を継続的に推進する基盤となります。

《求められる方向性》

地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催などを通じて、地域福祉を支える人材の育成・確保に取り組みます。

《主な施策》

地域福祉に関する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">・町のホームページや広報紙、社協だよりなどを通じて、地域福祉に関する各種活動や取り組みの周知を図り、地域福祉活動やボランティア等への関心を高めます。・地域福祉活動に関する研修会などへの地域住民等の参加を促進し、地域課題の解決に向けた支え合い意識の啓発を図ります。
地域の人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none">・たすけ愛サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座、社会福祉協議会のボランティア講座などの各種講座を通じて、支え合いを実践できる担い手の育成を進めていきます。・民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の確保に努めます。

3 地域福祉活動の促進

《現状と課題》

一人ひとりの価値観やライフスタイルの変化などにより、地域のつながりの希薄化が進み、親しい近隣同士の助け合いなどの地域福祉活動の縮小が懸念されています。

その一方で、制度的なサービスだけでは対応が難しい問題でも、地域住民の支え合いによって解決できる事例も少なくありません。

このため、住民同士が地域課題について協議する機会の創出や地域住民同士の交流の促進などにより、地域における支え合い機能の充実を図るほか、福祉活動への参加の呼びかけや地域の支え合いを推進するための協議体の周知などにより、住民の地域福祉活動への主体的参加を促進していく必要があります。

《求められる方向性》

民生委員・児童委員、ボランティア団体、町内会、公民館など様々な組織による地域の見守り活動等を通じて、地域のつながりを強め、地域の支え合いや住民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを進め、お互いの「たすけ愛」によって地域福祉活動を促進します。

《主な施策》

<p>地域における支え合い機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや共生型常設型居場所みんなのまりのくまさん、介護予防教室など、町民が気軽に参加できる場を提供し、地域住民の交流を促進します。 ・地域の支え合いを推進するため、住民同士で地域課題について考え、その解決に向けて協議する環境づくりを進めるとともに、見守りなど地域の自主的な活動を促進します。 ・民生委員・児童委員の見守り活動、町内会活動等を通じたネットワークの強化を図りながら、支援を必要としている人を、地域の中で気づき合うことのできる環境づくりを進めます。 ・地域子育て支援センターでの親同士の交流促進や、ファミリーサポートセンター事業による子育て援助活動などを通じて、地域全体で子育て世帯を支え、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
<p>主体的参加の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営やボランティア養成講座、子どもを対象とした福祉教育など、ボランティア事業全般を通して、人材の育成・確保に取り組みます。 ・地域福祉活動に興味や関心を持っている方が活動に参加しやすいよう、地域福祉活動の調整役である生活支援コーディネーターや地域福祉活動を行う団体等の活動内容の周知・見える化を進めます。
<p>関係団体との連携促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体やNPO、地域で活動している子育て、障がい、高齢者等各団体の活動の見える化などを進めるとともに、各団体等が協働で地域課題の解決に取り組めるよう、意見交換や情報共有を行うことのできる場を創出するなど、様々な団体同士の連携促進を図ります。
<p>地域の防災活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会、民生委員・児童委員等と連携しながら、地域や各施設で防災講座や避難訓練などを行うことで、防災意識の向上を図り、災害時要援護者の安否確認や避難支援をはじめとする、地域相互支援の取り組みを促進します。 ・災害時、必要に応じ、速やかに災害ボランティアセンターを設置できるよう社会福祉協議会と連携を図ります。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

4 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

《現状と課題》

課題が発生した際に、どこに相談してよいか分からないという町民が一定程度いることから、各種相談窓口の認知度の向上や、必要なサービスの情報の適切な提供、複数分野にまたがる相談でも柔軟に受け止められる相談体制の整備などが必要となっています。

《求められる方向性》

福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択し、利用できるよう、相談窓口の周知や窓口間の連携推進など、相談体制やサービス提供体制の充実を図ります。

《主な施策》

地域における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員や地域包括支援センター、障がいに関する相談支援事業所、地域子育て支援センター等の既存の相談先の周知を図るとともに、様々な困りごとを抱える人に丁寧かつ柔軟に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。・協力機関との連携により、緊急を要する地域生活課題への対応や、必要な支援につなげます。
総合的な相談体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・困りごとを抱えていても、どこに相談すればよいかわからない人や複数分野にまたがる課題を抱えた人などにも適切に対応できるよう、町の福祉関係部署において、相談をしっかりと受け止め、必要な支援に丁寧につなげるなど、相談体制の充実を図ります。
福祉サービスの提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・必要な情報の提供はもとより、高齢、障がい、子育て、生活困窮などの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知やサービス提供体制の充実を図ります。

5 包括的な連携体制の確立

《現状と課題》

近年、8050問題やダブルケアなど、複合的な課題を抱え、これまでのような個人への支援だけでは解決できず、世帯全体への支援が求められるケースが顕在化しており、関係機関や地域と連携した、包括的な支援が一層必要となっています。

ひきこもりなど、表面化せずに課題を抱えたままになっている場合もあり、こうした課題を抱えている人に対しては、地域のつながりの中で、気づき合うことのできる環境づくりが求められています。

生活困窮者に対する自立支援は、本人の尊厳を守りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情に応じて、包括的かつ早期に行うことが重要となっています。

また、全国的に刑法犯の認知件数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合は高い水準で推移しています。社会生活を営む上で様々な課題を抱え、孤立してしまうことが、犯罪を繰り返す大きな要因になることから、刑期を終えた人たちを地域全体で受け入れ、立ち直りを支援していく必要があります。

同時に、犯罪被害者が一日も早く回復し、再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援も必要です。

《求められる方向性》

複合的で複雑な課題を抱えた人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して総合的に支援することができる体制づくりが必要です。

《主な施策》

<p>包括的な支援を行う体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題を抱えたり、制度の狭間にある困りごとなどを抱えた人について、地域住民や様々な関係機関、関係部署等による地域ケア会議や自立支援協議会などを活用しながら、包括的な支援が行われる体制の充実を図ります。 ・複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題の場合、支援方法の決定が難しく、かつ解決までに時間を要することも多いため、関係する部署や機関と連携を図りながら、相談者に寄り添った支援方法や関係者間の役割分担などを調整し、世帯全体の問題を切れ目なくコーディネートすることのできる体制づくりを進めます。
<p>生活困窮者自立に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者からの多様で複合的な相談に応じ、自立支援事業所等の関係機関と連携し、必要な情報提供及び助言をしていくことで、包括的・計画的に自立の促進を図ります。 ・就労に必要な実践的な知識・技能はもとより、生活習慣やコミュニケーション能力など、就労に必要な基礎能力等が不足している人に対し、就労に向けた計画的なサポートを行います。 ・貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援のほか、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善への支援を行います。
<p>再犯防止に向けた取り組みの推進 (土幌町再犯防止推進計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・刑期を終えた人たちが、介護や障がい、生活保護などの福祉的支援を必要とする場合に、適切な福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関との連携を図ります。 ・刑期を終えた人たちやその支援者が、福祉的な支援を必要としているにもかかわらず、相談先などが分からず困ることがないように、各種支援制度の内容や相談先の周知などを行います。 ・犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を保護司会や関係機関等と連携して実施するとともに、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解を促進するため、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。

犯罪被害者等を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「土幌町犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が地域で安心して住み続けられるよう、関係団体、関係機関と連携するなど相談支援体制を構築するとともに、必要な経済的支援や日常生活支援等を行います。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 権利擁護の推進

《現状と課題》

金銭管理や必要なサービスを受けるための契約ができないなど、生活に支障をきたす場合に、そうした方の権利を守り、不利益を被らないようにするための成年後見制度の利用が増加しており、制度を必要とする際には、速やかに対応することが必要です。

また、核家族化や血縁・地縁関係の希薄化が進む中、身寄りがなく家族・親族や地域住民等からの支援が受けられない高齢者等が増加し、身元保証人等がないため、医療や福祉サービスが円滑に利用できないケースや、葬儀や死後の家財処分等を行う者がいないケースなどの制度の狭間の問題が増加しており、対策が必要となっています。

《求められる方向性》

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人等の基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、身寄りのない方への支援策の検討や、高齢者、障がい者、児童、配偶者等における、暴力など虐待への迅速な対応及び防止の取り組みを進めます。

《主な施策》

成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談支援や広報、申立に係る支援、各関係団体との連携、調整等を行います。 ・各機関が権利擁護に関し抱えている課題や対象者の発見・支援につながる情報の共有を図ることなどにより、制度を必要としている人への適切な支援体制づくりを進めます。 ・成年後見制度の利用を促進するため、成年後見町長申立や利用支援事業を行うとともに、町民後見人養成研修やフォローアップ研修、成年後見フォーラム、出前講座などの開催により、担い手の養成、制度周知を行います。
身寄りのない方への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や専門職等と連携し、身寄りのない方など、保証人等がおらず、必要な支援を受けられない方であっても、安心して地域生活が送れるよう、身元保証や日常生活支援等の対応について検討します。
虐待等防止に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。

基本目標3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

7 誰もが支え合う地域環境の整備

《現状と課題》

地域共生社会の実現を目指していく上では、年齢や性別、障がいの有無や国籍などにかかわらず、誰もが多様性を尊重し、ともに支え合う意識の醸成を図っていくことが重要です。

このため、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）等の考え方の定着に取り組み、障がい者や認知症の方、LGBT 等の方などの多様性を認め合い、地域社会の一員として支え合う包摂的な地域づくりを進めていく必要があります。

また、誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域の支え合いや見守りなどの防災・防犯活動を広げていく必要があります。

《求められる方向性》

誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として支え合いながら生き生きと暮らせるよう、多様性理解や誰もが暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、地域の防災・防犯活動を促進します。

《主な施策》

多様性理解と誰もが暮らしやすい環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や認知症の方、LGBT 等の方など、一人ひとりが持つ個性を認め合い、包摂（受け入れ包み込むこと、差別や排除をしないことが）できる地域社会の実現に向け、各種出前講座など、様々な機会を通じた意識啓発を図ります。 ・高齢者や障がいのある人などが自立した地域生活を送れるよう、誰もが暮らしやすい地域環境づくりを進めます。
地域の防災・防犯活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等と連携しながら、各地域等での防災に関する講座や訓練などを行うことで、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。 ・福祉専門職などと連携し、災害時の避難に支援が必要な人の個別避難計画の作成を進めるなど、地域の相互支援体制の構築を促進します。 ・災害が発生し、ボランティアの受け入れが必要になった際に、円滑に災害ボランティアセンターを開設し運営できるよう、日頃から土幌町社会福祉協議会との連携体制の構築を進めます。 ・高齢者等を特殊詐欺などの犯罪から守るため、各種講座の開催などにより防犯意識の啓発を進めるほか、関係機関等と連携し、地域における見守りなど、地域の自主的な防犯活動を促進します。

8 健康づくりや介護予防の推進

《現状と課題》

平均寿命が伸びている中、生涯にわたり町民一人ひとりが、生き生きと趣味や地域活動に関わっていくためには、個人の生活習慣の改善をはじめ、健康づくりや介護予防などを通じた健康寿命の延伸が重要です。

自分一人だけでは継続しにくい健康づくりや介護予防の取り組みも、地域交流を通じて行うことで相乗効果が期待され、住民同士の支え合いにもつながることから、身近な地域で取り組むことのできる環境づくりや支援が求められています。

また、身体的な健康ばかりでなく、心の健康も重要な課題であり、悩みを抱えた人などに対し、生きるを支える取り組みを進める必要があります。

《求められる方向性》

すべての人が生き生きと健康で暮らせるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防などに取り組むことができる環境づくりが必要です。

《主な施策》

地域における健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防、早期発見や重症化の予防のため、引き続き医療関係機関との連携を図りながら、各種検診や健康教育、健康相談などに取り組みます。 ・健康づくりを包括的に行うため、医療、福祉分野に限らず、教育や労働の関係機関をはじめ、企業や町民と協働で健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。 ・町民が集まる場所や通いの場を活用し、町民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むための支援を行います。
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流を促すための通いの場の活用や創設などにより、町民が主体的に介護予防に取り組む環境づくりを進めます。 ・フレイル対策など介護予防を効果的に進めるため、専門職が関与する保健事業との一体的な取り組みを推進します。
介護と医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種の関係者が連携しながら、心身の状態に合わせた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。 ・病院と地域包括支援センターに、専門職からの相談窓口を設置するなど、介護と医療の円滑な連携を促進します。
生きるを支える取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健や医療、福祉だけでなく、教育や労働など関連する機関や団体、企業や町民など、地域におけるネットワークを強化しながら、生きるを支える取り組みを進めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進します。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、民生委員・児童委員協議会、町内公民館、商工会、老人クラブ、福祉事業者、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体とも連携・協働しながら、地域福祉を推進します。

2 計画の進行管理

本計画は、町民、福祉関係者、学識経験者から成る「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」において、情報の共有と連携を図りながら総合的に推進します。

計画期間中において、定期的に進捗状況を報告し検証を行っていきます。

資料編

- 1 士幌町保健医療福祉総合推進協議会設置条例
- 2 委員名簿及び策定経過
- 3 諮問・答申書
- 4 アンケート調査と集計結果
- 5 パブリックコメントの実施・結果

資料編

1 土幌町保健医療福祉総合推進協議会設置条例

平成 14 年 3 月 20 日

条例第 10 号

改正 令和 3 年 3 月 9 日 条例第 9 号

(設置)

第 1 条 町民のいのちと健康を守り、安心と生きがいのある地域社会の実現に向け、町民の参画と保健・医療・福祉の機能連携を図り、総合的な地域ケアシステムを推進するために土幌町保健医療福祉総合推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、保健・医療・福祉に関する計画を策定すること。
- (2) 保健・医療・福祉に関する重要事項に関する調査・研究
- (3) 保健・医療・福祉の機能連携の推進に関すること。
- (4) 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた情報の共有及び協働による資源開発等の推進に関すること。
- (5) その他、設置目的にそった、保健・医療・福祉の総合的推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 9 日 条例第 9 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 委員名簿及び策定経過

役 職	氏 名	備 考
会 長	力 石 憲 二	学識経験者（元教育委員長）
副会長	佐 藤 弘 夫	学識経験者（元社会福祉協議会会長）
委 員	波多野 義 弘	学識経験者（社会福祉士）
委 員	藤 澤 晴 美	学識経験者（看護師）
委 員	藤 原 大 輔	学識経験者（町国保病院医師）
委 員	高 橋 典 代	公募
委 員	大 口 裕 司	公募
委 員	伊 藤 博	土幌町老人クラブ連合会
委 員	高 橋 弘 行	土幌町農業協同組合
委 員	田 中 照 子	女性団体連絡協議会
委 員	高 下 慎 一	土幌町商工会
委 員	樋 口 正 寛	土幌町民生児童委員協議会
委 員	藤 内 昇	十勝地区身体障害者福祉協会土幌町分会
委 員	和 田 晴 男	NPO法人土幌町障がい者支援の会

計画策定経過

令和7年 2月21日	第2回保健医療福祉総合推進協議会（諮問）
令和7年 7月29日	第1回保健医療福祉総合推進協議会（アンケート案）
令和7年 8月 8日	アンケート調査実施
令和7年11月28日	第2回保健医療福祉総合推進協議会（アンケート結果・骨子案）
令和8年 1月30日	第3回保健医療福祉総合推進協議会（素案）
令和8年 2月 2日	パブリックコメント（令和8年2月16日まで）
令和8年 2月26日	第4回保健医療福祉総合推進協議会（原案・答申）

3 諮問・答申書

(1) 諮問書

士幌町地第5期地域福祉計画の策定について（諮問）

だれもが、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくため、行政と住民が一体となって、様々な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくりや、福祉サービスの利用しやすい環境づくりなどを推進するため、「士幌町第4期地域福祉計画」を策定し、地域住民のだれもが、地域の一員として自立した豊かな生活を送ることを目的として進めてきましたが、令和7年度末で計画期間が終了となります。

つきましては、社会福祉法第107条の規定に基づき、「士幌町第5期士幌町地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）」の策定にあたり、士幌町保健医療福祉総合推進協議会条例第2条の規定により、士幌町保健医療福祉総合推進協議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和7年2月21日

士幌町保健医療福祉総合推進協議会会長 様

士幌町長 高木 康弘

(2) 答申書

士幌町第5期地域福祉計画の策定について（答申）

令和7年2月21日付けで当協議会に諮問された第5期士幌町地域福祉計画の策定について、町民の方々に地域福祉に関する意識調査のアンケートを実施し、実態把握に努めるとともに社会福祉協議会と連携しながら慎重に審議してまいりました。

その結果、計画の基本理念、具体的な目標実現に向けた施策の推進等の考え方を本計画に盛り込み、ここに答申します。

令和8年2月26日

士幌町長 高木 康弘 様

士幌町保健医療福祉総合推進協議会
会長 力石 憲二

士幌町第 5 期地域福祉計画・士幌町第 7 期地域福祉
実践計画策定に係る町民意識調査結果報告書

令和 8 年 3 月

士幌町・士幌町社会福祉協議会

I	調査の概要	
1.	調査設計.....	3 6
2.	回答者の属性.....	3 7
II	調査結果	
1.	ご近所との関わり方について.....	3 9
2.	地域の中での助け合いについて.....	4 1
3.	地域活動について.....	4 7
4.	生活に困っている方への支援について.....	4 8
5.	ご意見・要望.....	4 9

I 調査の概要

1. 調査設計

(1) 目的

士幌町・士幌町社会福祉協議会では、地域福祉を推進していく上で、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助の意識醸成を図りながら、継続的な福祉施策を展開していくため「士幌町地域福祉計画」「士幌町地域福祉実践計画」を策定しています。

令和8年度からの「第5期士幌町地域福祉計画」「第7期士幌町地域福祉実践計画」を策定するにあたり、地域福祉に関し町民の意向、課題を計画に反映させていくことを目的にアンケート調査を実施します。

(2) 調査項目

- ① ご近所との関わり方について
- ② 地域の中での助け合いについて
- ③ 地域活動について
- ④ 生活に困っている方への支援について
- ⑤ あなた自身のことについて

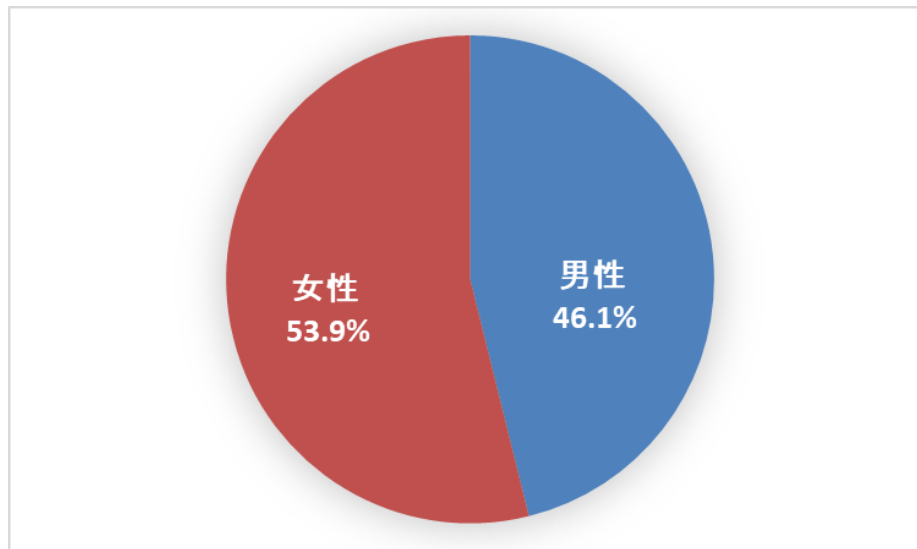
(3) 調査仕様

- ① 調査対象：18歳以上の町民
- ② 対象サンプル数：無作為抽出による600名
- ③ 調査方法：郵送による送付・回収
- ④ 調査期間：令和7年8月8日～令和7年9月5日
- ⑤ 有効回収数：271件（有効回収率45.2%）

2. 回答者の属性

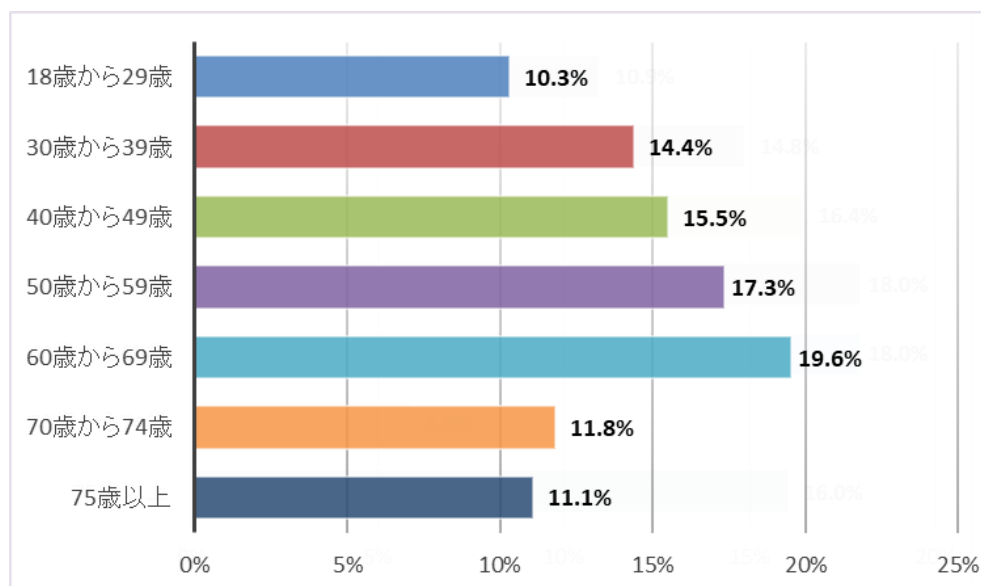
(1) 性別【問 20】

「男性」が 46.1%、「女性」が 53.9%で、「女性」の割合が高くなっています。



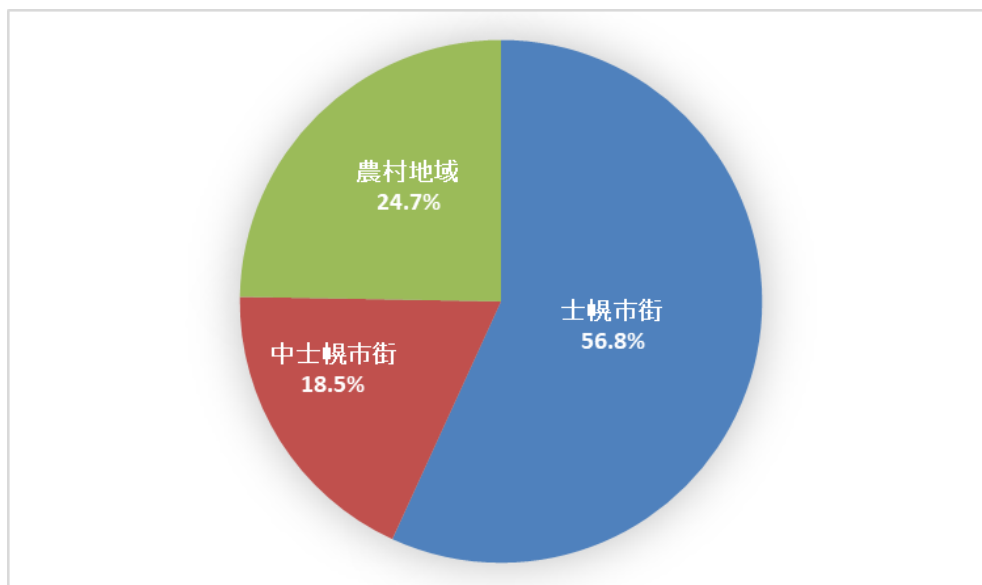
(2) 年齢【問 21】

構成比が高い方から「60歳から69歳」(19.6%)、「50歳～59歳」(17.3%)、「40歳～49歳」(15.5%)、「30歳～39歳」(14.4%)、「70歳から74歳」(11.8%)、「75歳以上」(11.1%)、「18歳から29歳」(10.3%)、の順となっています。



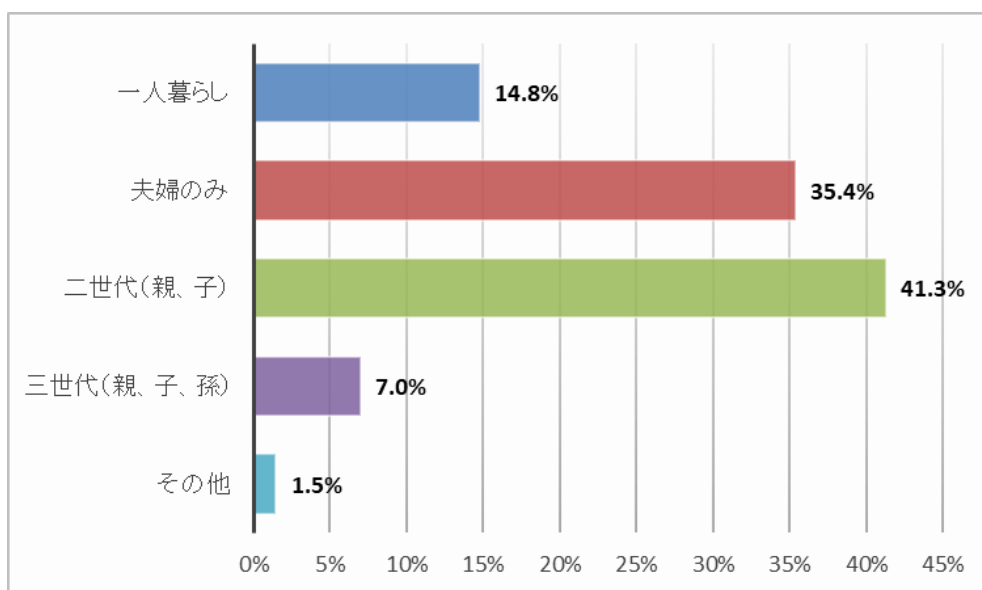
(3) 住んでいる地域【問 22】

「土幌市街」の56.8%が最も構成比が高く、以下、「農村地域」(24.7%)、「中土幌市街」(18.5%)の順となっています。



(4) 世帯の形態【問 23】

「二世帯(親、子)」の41.3%が最も多く、これに「夫婦のみ」35.4%、「ひとり暮らし」14.8%、「三世帯」7.0%が続いています。

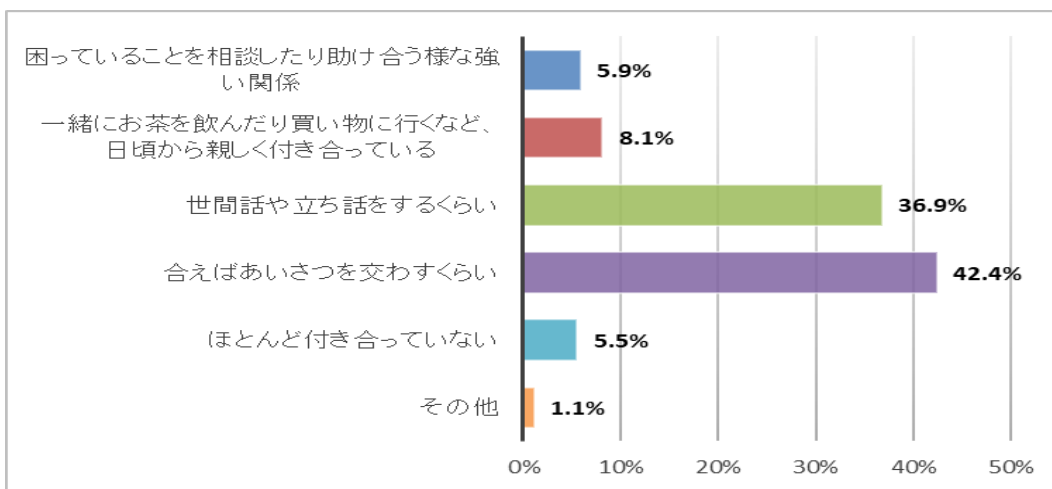


Ⅱ 調査結果

1. ご近所の関わり方について

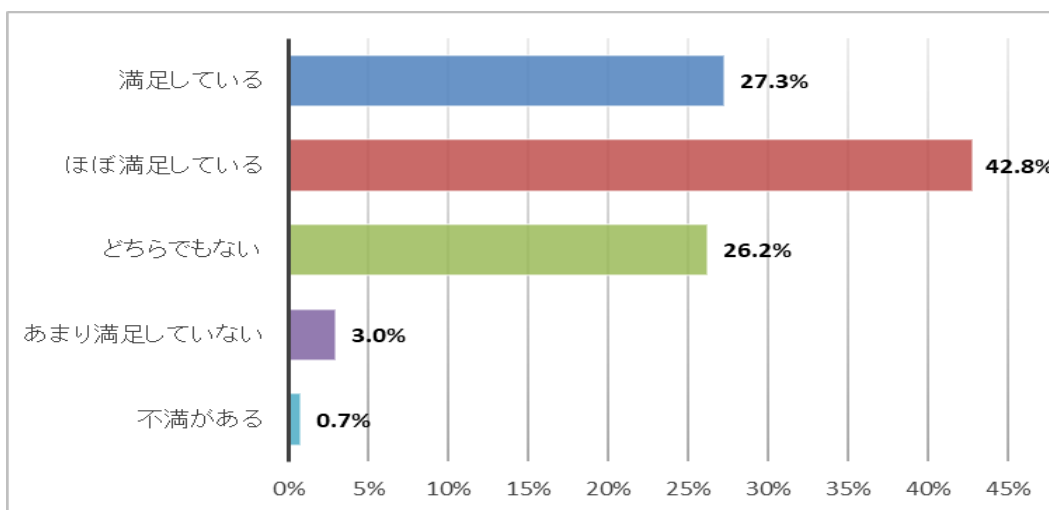
(1) ふだんのご近所の人との付き合い【問1】

「合えばあいさつを交わすくらい」の42.1%が最も多く、これに「世間話や立ち話をするくらい」36.9%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」8.1%、「困っていることを相談したり助け合う様な強い関係」6.3%が続いています。「ほとんど付き合っていない」は5.5%でした。



(2) ご近所とお付き合いの満足度【問2】

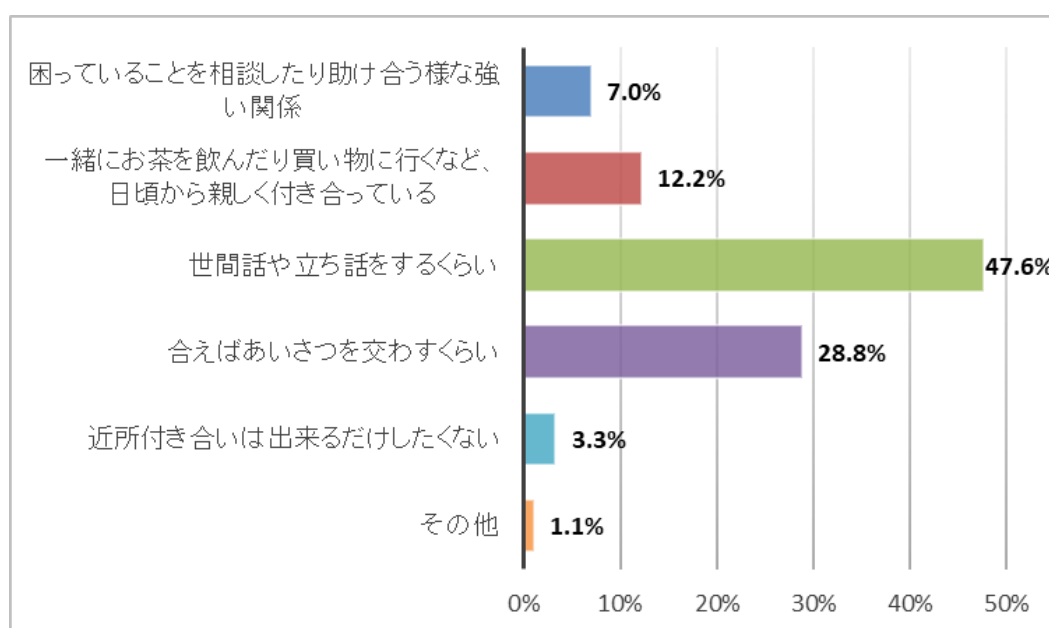
「ほぼ満足している」の42.8%で最も多く、これに「満足している」が27.3%、「どちらでもない」26.2%が続いています。「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた満足度は70.1%となっております。



(3) ご近所付き合いの在り方についての希【問3】

「世間話や立ち話をするくらい」の47.6%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」28.8%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」12.2%、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」7.0%が続いています。

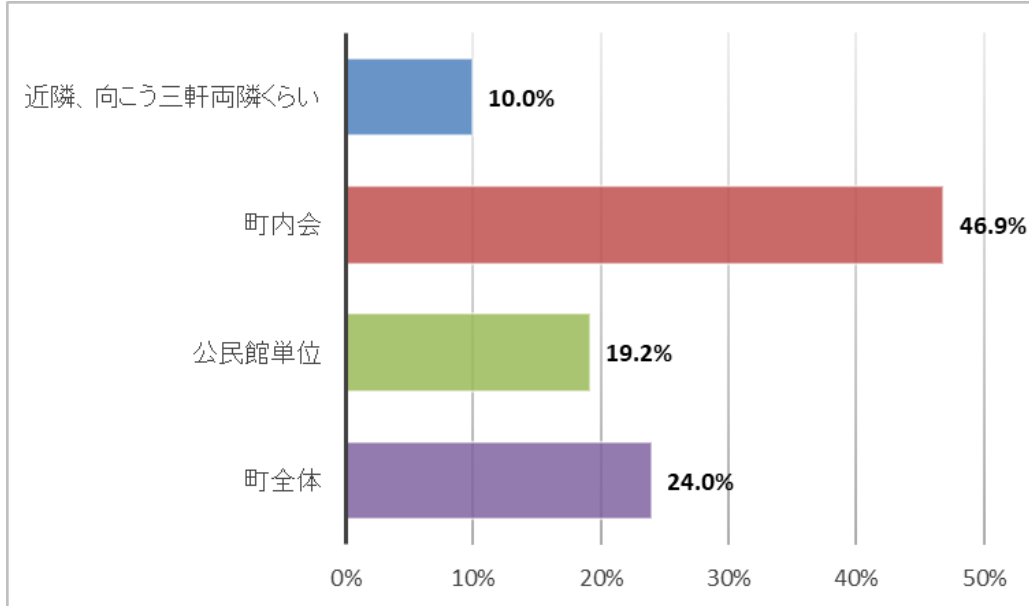
ご近所付き合いについて問1では現状、問3では希望を聞いており、選択肢ごとに回答割合を比較すると、現状よりも希望の方が隣近所とのより強い関係を示す選択肢の割合が高くなっており、今以上の強い関係が全般的に望まれていることがうかがえます。



2. 地域の中での助け合いについて

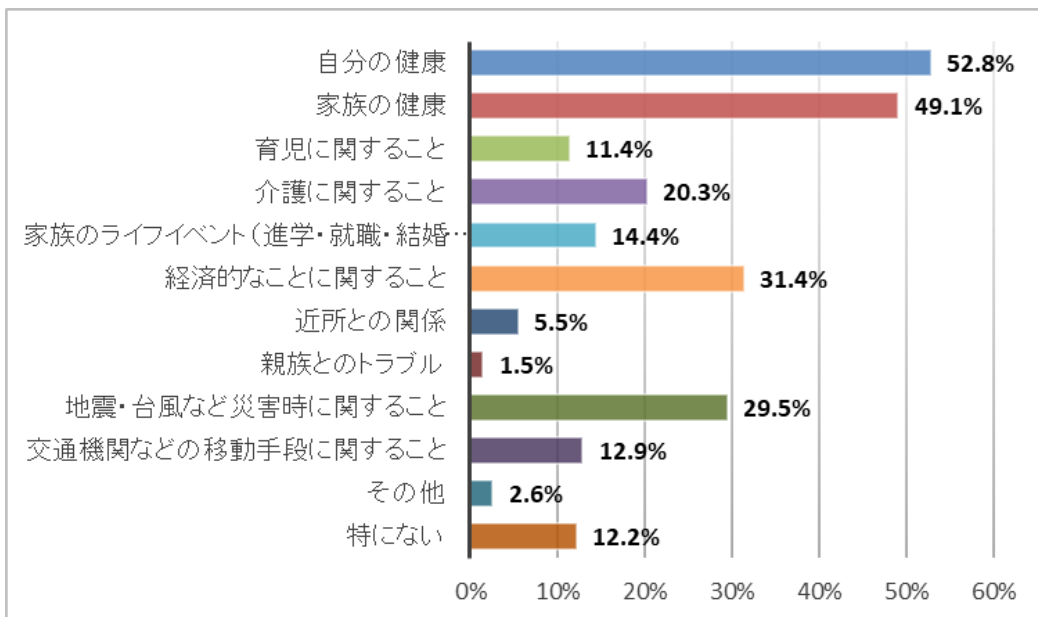
(1) 「地域の一員」として考えるときの「地域」の範囲【問4】

「町内会」の46.9%が最も多く、これに「町全体」24.0%、「公民館単位」19.2%、が続いています。



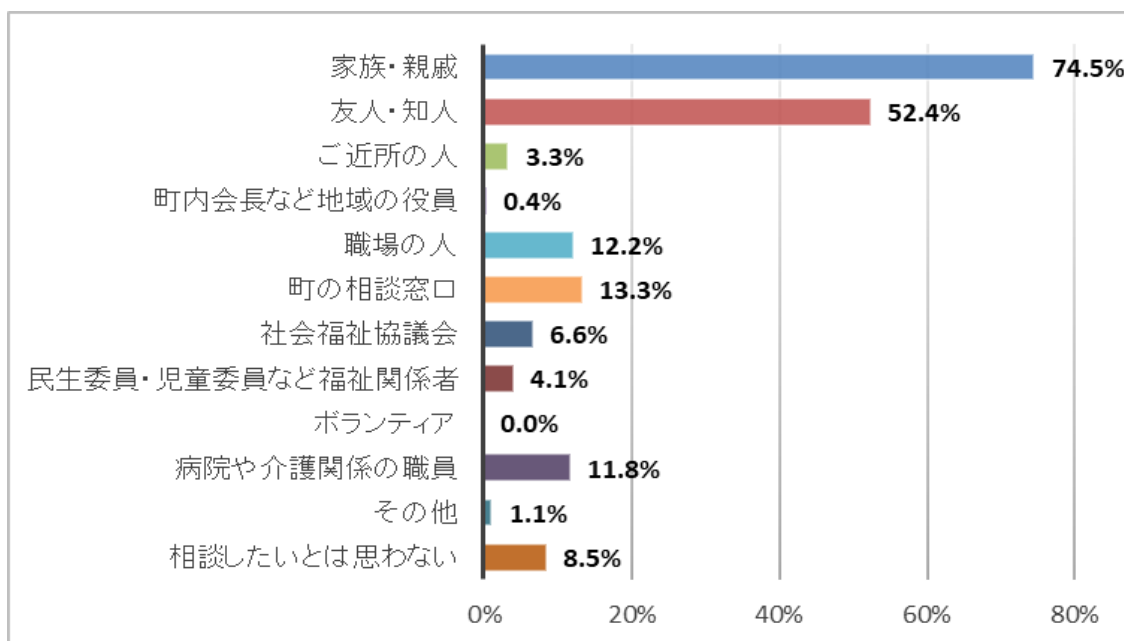
(2) 毎日の暮らしの中の不安や悩み【問5】※複数回答

「自分の健康」が52.8%で最も多く、以下、回答割合が高い方から「家族の健康」49.1%、「経済的なことに関すること」31.4%、「地震・台風などの災害時に関すること」29.5%、「介護に関すること」20.3%、「家族のライフイベント」14.4%、の順となっています。



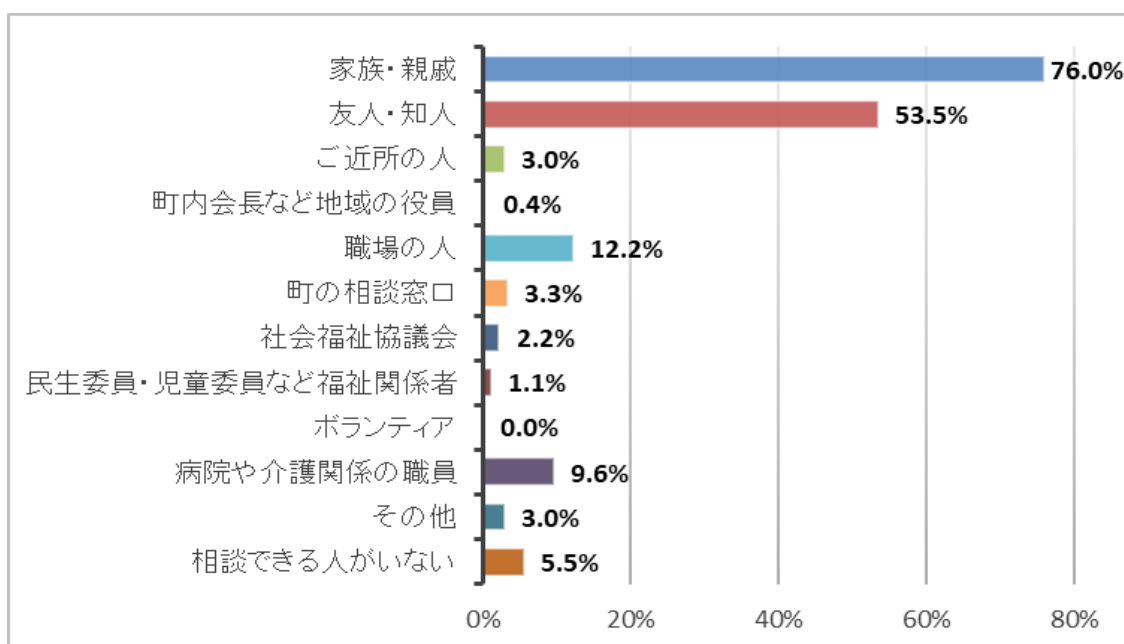
(3) 悩みや不安を相談したいと思う相手【問 6】※複数回答

「家族・親戚」が 74.5%で最も多く、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」52.4%、「町の相談窓口」13.3%、「職場の人」12.2%、「病院や介護関係の職員」11.8%、「相談したいと思わない」8.5%、の順となっています。



(4) 悩みや不安の実際の相談相手【問 7】※複数回答

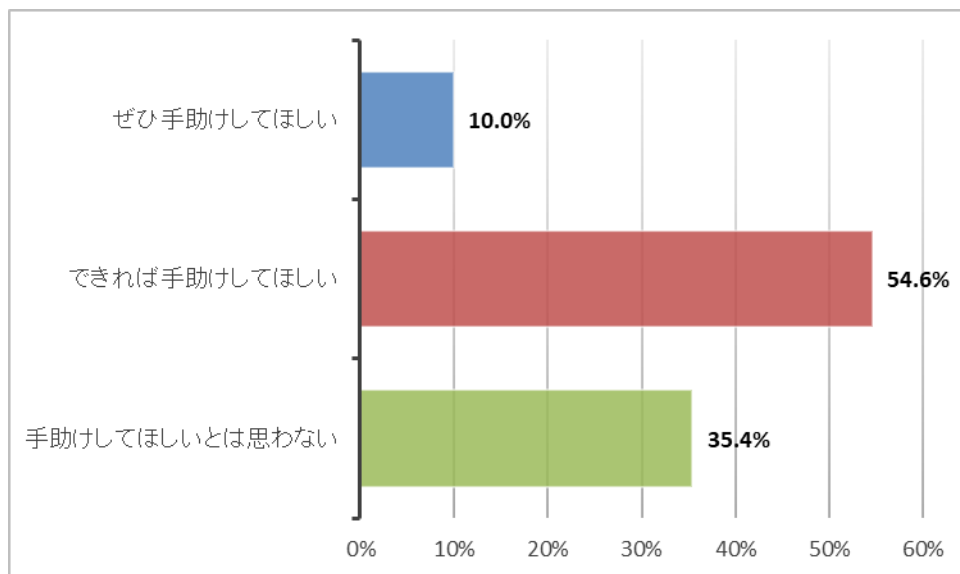
「家族・親戚」が 76.0%と最も多くを占め、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」53.5%、「職場の人」12.2%、「病院や介護関係の職員」9.6%、「相談できる人がいない」5.5%の順となっています。



(5) 生活上の問題で悩んでいるとき、ご近所の人たちから手助けをうけることについて

【問 8】

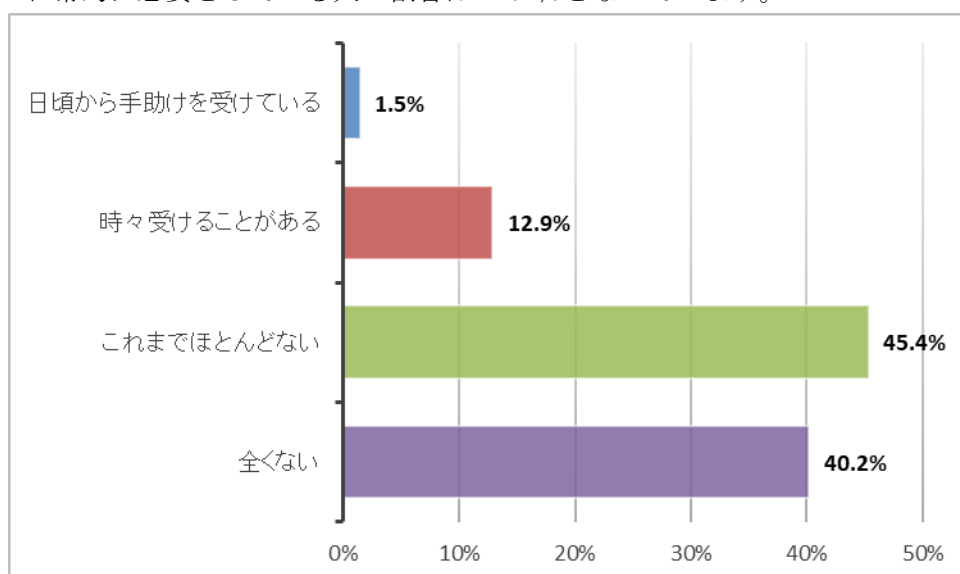
「できれば手助けしてほしい」の 54.6%が最も多く、これに「手助けしてほしいとは思わない」35.4%、「ぜひ手助けしてほしい」10.0%と続いています。「できれば手助けしてほしい」と「ぜひ手助けしてほしい」を合わせた手助けを望む人の割合は 64.6%を占めています。



(6) ご近所の人たちの手助けを受けた経験【問 9】

「これまでほとんどない」の 45.4%が最も多く、これに「全くない」40.2%、「ときどき受けることがある」12.9%が続いています。

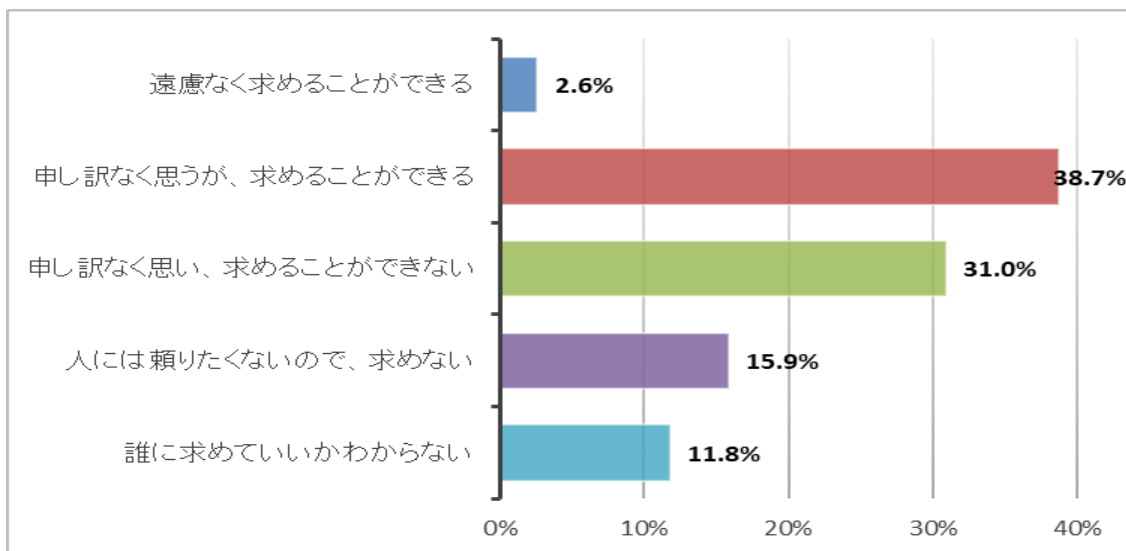
「日ごろから手助けを受けている」と「時々受けることがある」を合わせた手助けを日常的に必要なとしている人の割合は 14.4%となっています。



(7) 生活上の問題で、ご近所に助けを求めることについて【問 10】

「申し訳なく思うが、求めることができる」の 38.7%が最も多く、これに「申し訳なく思い、求めることができない」31.0%、「人には頼りたくないので、求めない」15.9%が続いています。

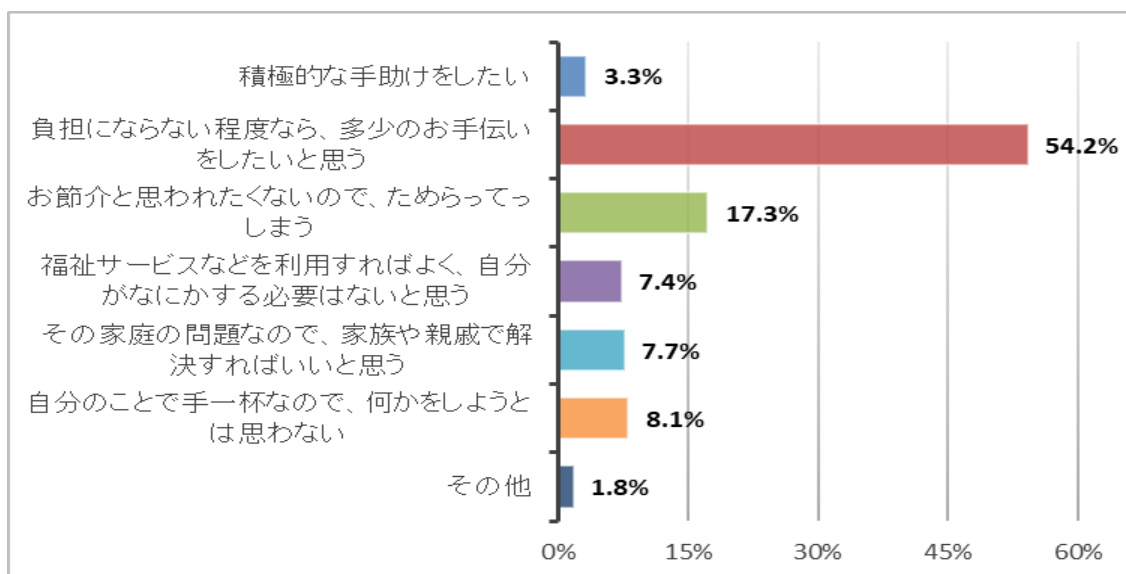
「申し訳なく思い、求めることが出ない」と「人には頼りたくないので、求めない」「誰に求めているかわからない」を合わせた求めることができない人が全体の 58.7%を占めています。



(8) ご近所で悩みを抱える人がいた場合の対応【問 11】

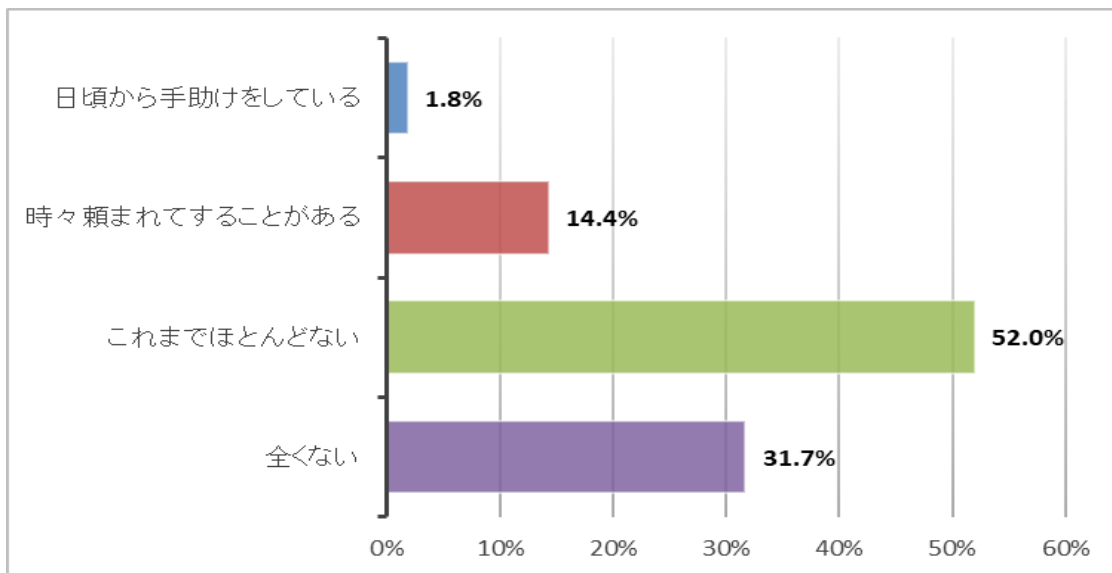
「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」の 54.2%が最も多く、これに「お節介と思われたくないので、ためらってしまう」17.3%が続いています。

「積極的に手助けをしたい」と「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」を合わせた手助けしたい人の割合は、57.5%となっています。



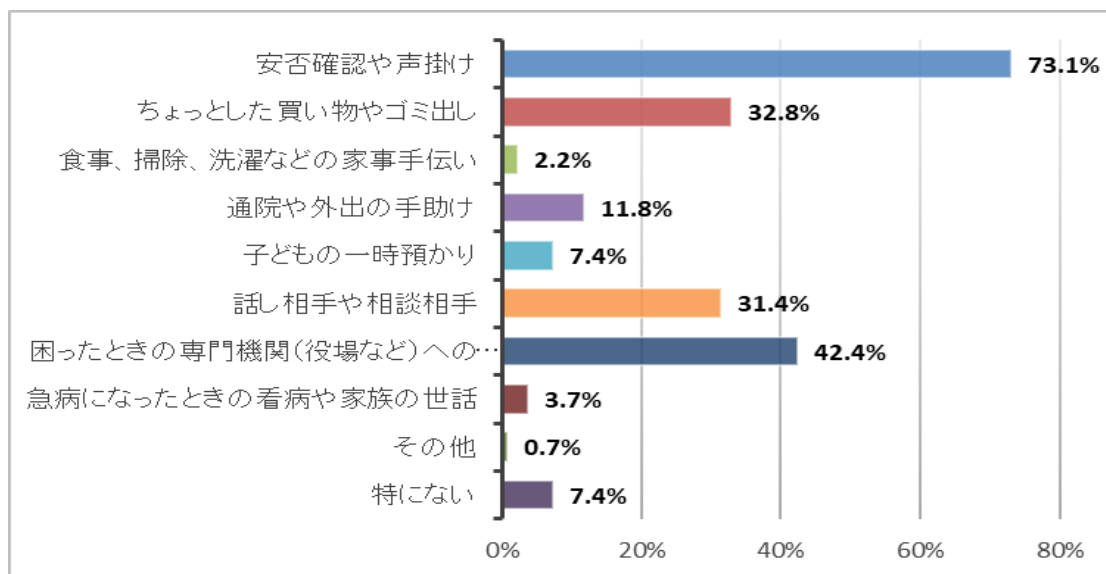
(9) 生活上の問題でご近所の人たちを手助けした経験【問 12】

「これまでほとんどない」の 52.0%が最も多く、これに「全くない」31.7%、「時々頼まれてすることがある」14.4%が続いています。「時々頼まれてすることがある」「日ごろから手助けをしている」を合わせた日常的に手助けをしている人の割合は、16.2%となっています。



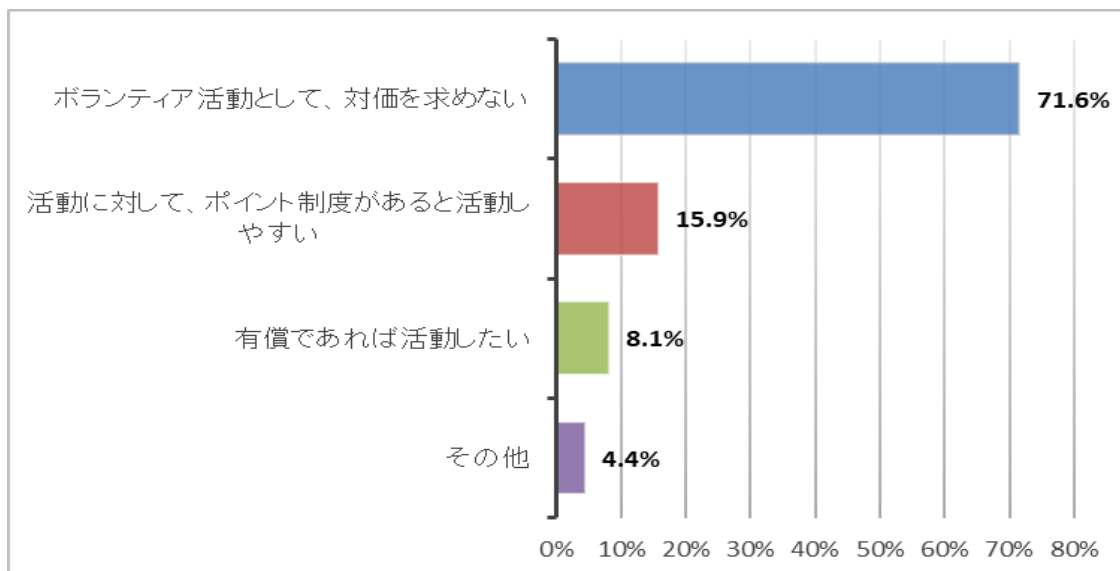
(10) 本人とご近所が、日常生活に不自由を感じる状態になったとき、お互いに助け合えると思うもの【問 13】※複数回答

「安否確認や声掛け」が 73.1%で最も多く、次に回答割合が高い方から、「困ったときの専門機関への連絡」42.4%、「ちょっとした買い物やごみ出し」32.8%、「話し相手や相談相手」31.4%、「通院や外出の手助け」11.8%の順となっています。



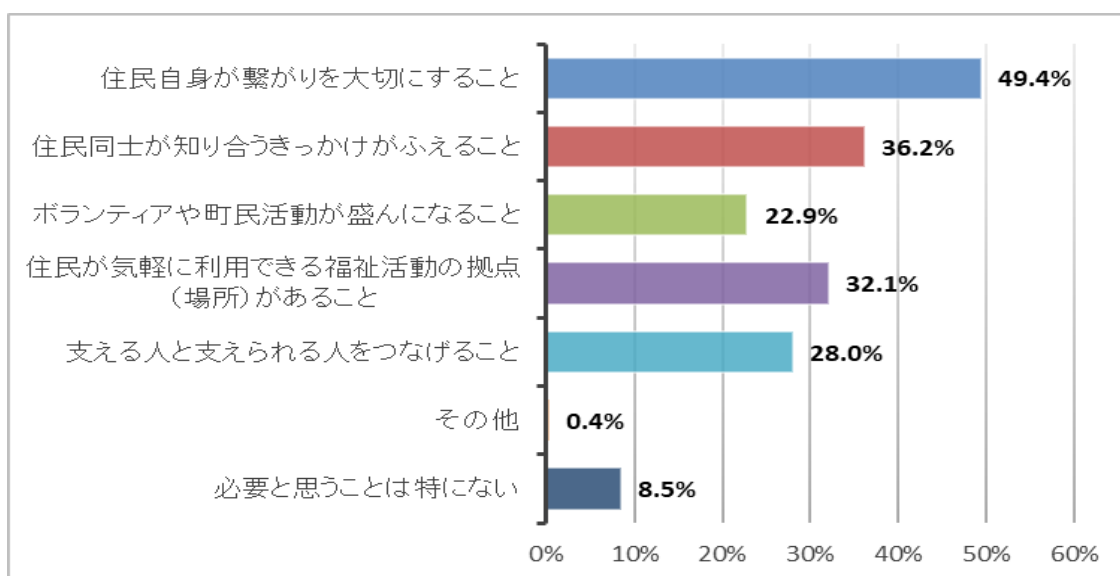
(11) 助け合い活動を行うのに、最も近い思いは【問 14】

「ボランティア活動として、対価を求めない」が71.6%で最も多く、つぎに「活動に対して、ポイント制度があると活動しやすい」15.9%の順となっています。



(12) 地域住民が支え合うために必要なこと【問 15】※複数回答

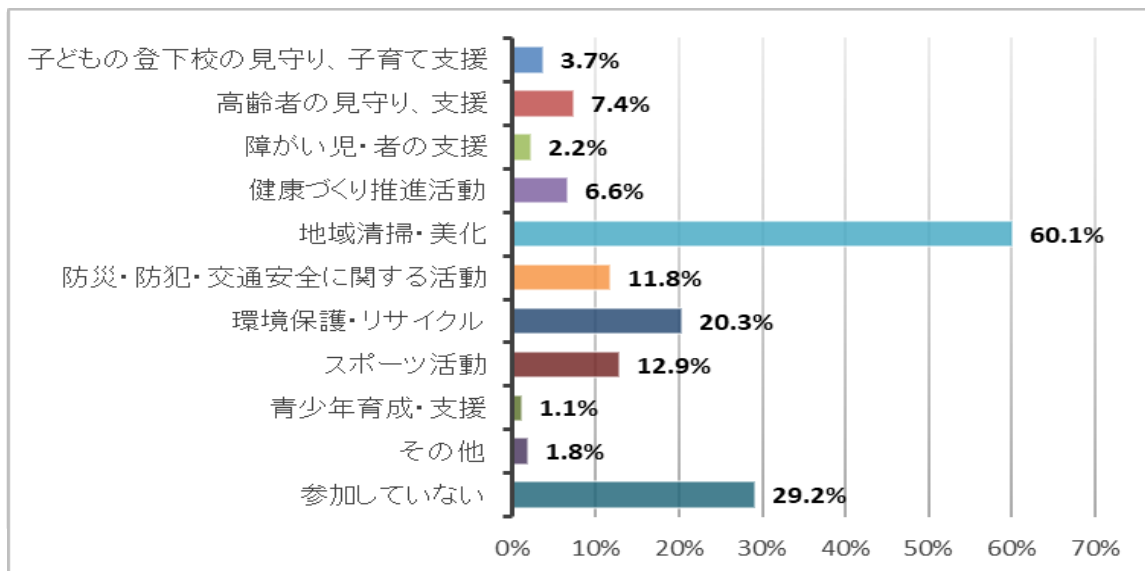
「住民自身がつながりを大切にすること」が49.4%で最も多く、以下、回答者が高い方から「住民同士が知り合うきっかけが増えること」36.2%、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点（場所）があること」32.1%、「支える人と支えられる人をつなげること」28.0%、「ボランティアや町民活動が盛んになること」22.9%の順となっています。



3. 地域活動について

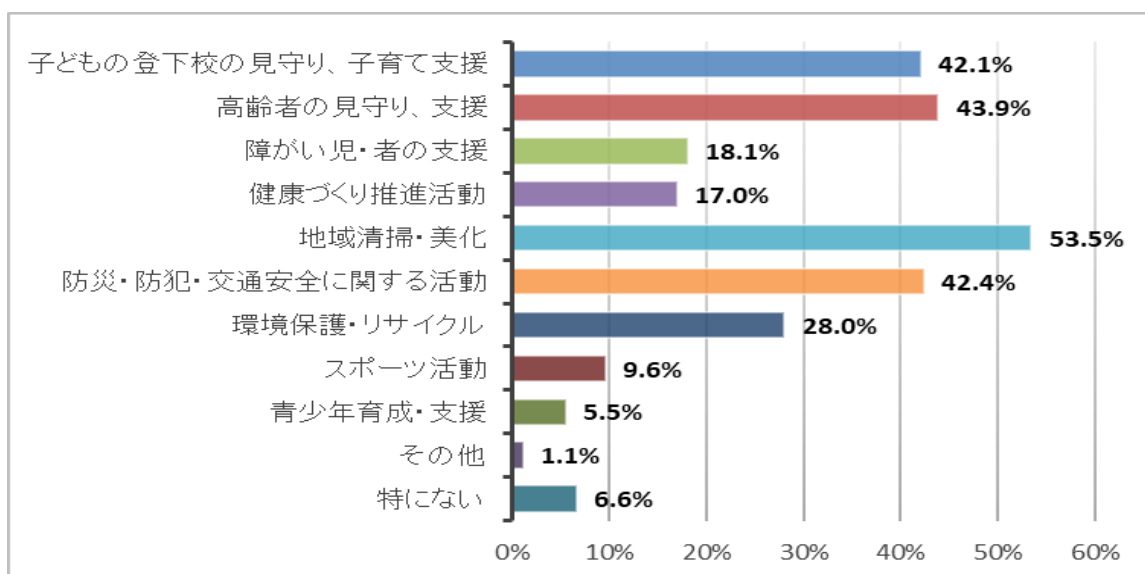
(1) 参加したことがある地域活動の分野【問 16】※複数回答

「地域の清掃・美化」が 60.1%で最も多くを占め、これに「参加していない」29.2%、「環境保護・リサイクル」20.3%、「スポーツ活動」12.9%の順となっています。



(2) 地域の人たちで協力して取り組んでいくことが必要なこと【問 17】※複数回答

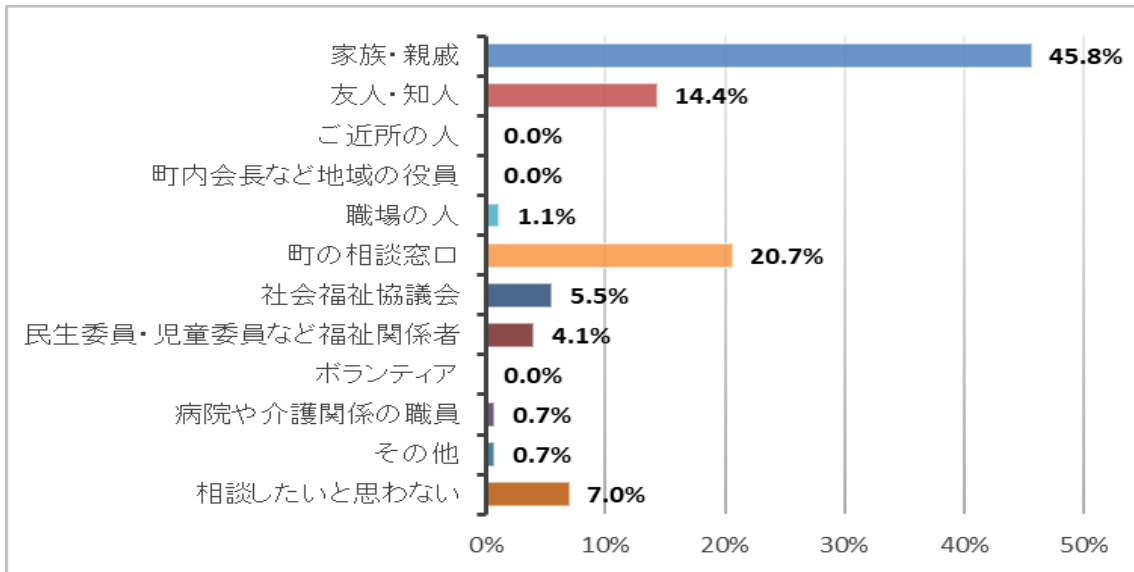
「地域の清掃・美化」が 53.5%で最も多く、これに、「高齢者の見守り・支援」が 43.9%、「防災・防犯・交通安全に関する活動」42.4%、「子どもの登下校の見守り、子育て支援」42.1%の順となっています。



4. 生活に困っている方への支援について

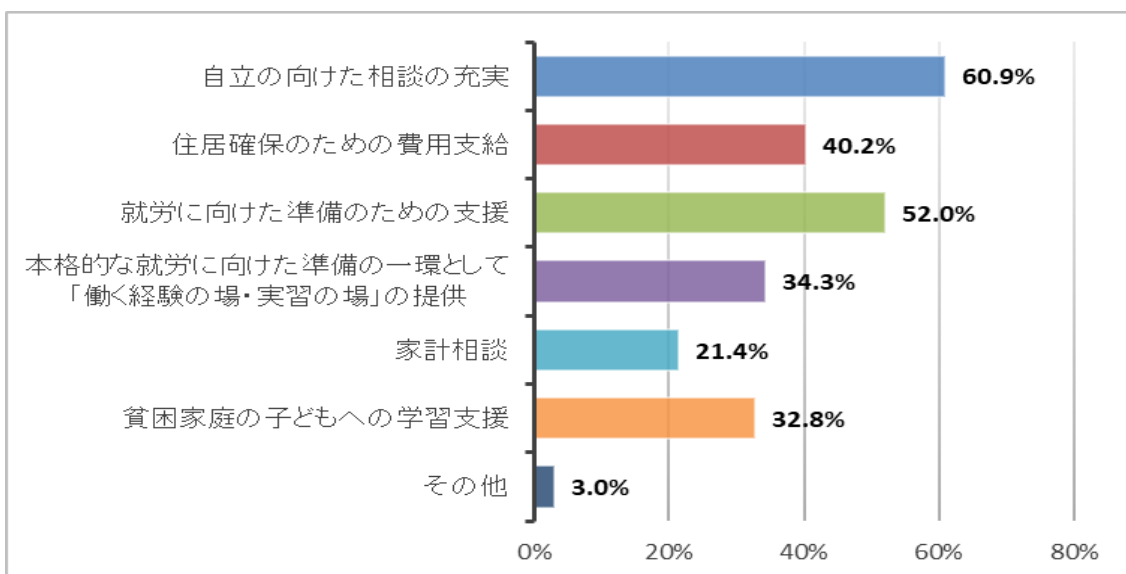
(1) 本人や近所の方が、経済的な問題や失業などの生活上の問題で不安を抱えたとき、相談したい相手【問 18】

「家族・親戚」が 45.8%で最も多くを占め、これに「町の相談窓口」20.7%、「友人・知人」14.4%、「相談したいと思わない」7.0%、「社会福祉協議会」5.5%、「民生委員・児童委員などの福祉関係者」4.1%、の順となっています。



(2) 経済的な問題や失業など生活に困っている方への支援として、町として取組が必要なこと【問 19】※複数回答

「自立に向けた相談の充実」が 60.9%で最も多く、これに「就労に向けた準備のための支援」52.0%、「住居確保のための費用支給」40.2%、「働く経験の場・実習の場の提供」34.3%、「貧困家庭の子どもへの学習支援」32.8%の順となっています。



5. ご意見・要望

- 少子高齢化で、どこの町内会も後20～30年で消滅の危機にあると思います。
私達は高齢なので、なんとかなるかと思いますが、これからの町の将来が不安でならないです。自立はしなければいけないと思うが、やはり公的機関が中心となって、人が少なくても住みやすい町にして欲しいと思います。
- 町内会への入会は自由であるが、一軒家に住んでいながら常会の人との関わりを断つのはどうなのか。
- 周りからの目で町内会に入っている世帯もあるのではないか。(町内会費がそれなりにかかるので入らなくて良いのなら入りたくないと考える。) 町内会の役員の人数が多いのに、高齢化で比較的若い世代の負担になることも多い。
- 町内会、近所付き合いが希薄になってきている昨今、まずは隣人や行政との距離感の縮小が踏み出しの一步では。
- 我が町内会は戸数が多く、繋がりが希薄になり、行事もほとんど役員しか出てこないような状態が続いています。土幌は災害が少なく、平和に暮らしてきましたが、日本国内未曾有の災害も発生し、そのような事が言える時代ではなくなってきていると思います。何かあってからでは遅いです。今考える時だと思います。「遠い親戚より。近くの他人」まずは役場が音頭を取り、町内会に呼びかけ、協力できる体制を整えるべきではないかと思います。
- もうすぐ70歳に手が届く年ですが、自分の身体の衰えで、今後生活していく上で困った時、近所の人に助けを求めることは難しく、まず子どもや兄姉妹に相談したり、助けを求めることになると思いますが、自分で買い物に行けなくなったり、家のことが出来なくなったりしたら、社会福祉協議会や、介護関係の人にお世話になりたいと思います。
- 夫婦ともに土幌町出身ではない上、職場が土幌町ではないため、子どもができるまでは、町内の住民との接点がほとんどありませんでした。気軽に交流できる場があるといいなと思っております。
- 高齢化がますます進む社会となり、高齢者の健康、生活（特に独り暮らしや交通の問題など）を支えていくのが課題になってくると思います。自治体でどこまでできるのかももう少し検討していただきたいと思います。
- 高齢者よりも、子育て支援を充実させたほうが良い。
- 高齢者のことを何時も大切に思い、支援して下さること、とても嬉しく思っています。
- 民生委員や児童委員などは、あまりにも身近すぎてかえって相談しにくいのでは。
- 民生委員さんの活動に期待したい。
- 使える制度を必要とする人につなぐことがまず大切な部分なのでは。どんな広報活動をして「関心がない」「自分には関係ない」と考える人への働きかけには限界があるのでは。

- 生活が苦しい方への対応等をしっかりとやってほしい。未来への不安がない地域全体の取組などをもっとわかりやすく広めてほしい。
- 障がいある女性成人の親です。ほのぼののホームに通所しています。娘の将来の居場所に不安があります。住む所を町内に増やしてほしいと思います。親なき後の支援をよろしくお願いします。日中の居場所は作られていますが、その後の時間を過ごす住居は足りないと思います。生活の場は、「日中」と「その後」がセットではないかと思います。
- 消防団のなり手が不足しています。特に一分団の年齢層が高くなっているため、若手が増えるとありがたいです。
- 子供達に公園があるように、中年、老年の人たちも、運動機具のある公園があると孫達と一緒に遊べるので、あるといいなあと思えます。
- 役場、総合福祉センターにクーラーを設置してほしい。スタッフの人が夏暑くてかわいそうです。働きやすい環境にしてほしいです。
- 道の駅ピア21にクーラーをつけてほしい。夏のイベントの時、屋内もあつくて涼めなかったです。防災の施設だと思うので、もう少し涼しいと安心して過ごせると思えます。
- もう少し簡易なアンケートにしていただけると助かります。長いとあまり真剣に中身を読まなくなると思います。もしくは、QRコードでWebからとかの方が合間の時間が使えるのでよいかと思えます。

5 パブリックコメントの実施・結果

素案の作成後、町民からご意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

パブリックコメントの実施にあたっては、役場だより及び士幌町ホームページを通じて周知し、実施しました。

1. 実施状況

- 実施日 令和8年2月2日～令和8年2月16日
- 実施方法 総合福祉センターでの閲覧及び士幌町ホームページでの公募
- 提出者数 0名
- 意見件数 0件

第5期士幌町地域福祉計画

令和8年3月

発行 士幌町
〒080-1219
北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地
電話：01564-5-2006 Fax：01564-5-2127
e-mail：fu-fukushi@shihoro.jp)

企画・編集 士幌町保健福祉課
